

屋久島町エコツーリズム推進全体構想

令和5年5月

屋久島町エコツーリズム推進協議会

屋久島町エコツーリズム推進全体構想 目次

第1章 屋久島町エコツーリズム推進の背景と目的	1
(1) 屋久島町エコツーリズム推進の背景と目的	1
(2) 屋久島町エコツーリズム推進全体構想の位置づけ	2
第2章 エコツーリズム推進にあたっての現状と課題	3
(1) 地域概況	3
(2) 屋久島における自然環境と人々の暮らし	4
(3) エコツーリズムに係る歴史	6
(4) エコツーリズム推進にあたっての現状と課題	12
第3章 エコツーリズム推進の基本方針と推進する地域	20
(1) エコツーリズム推進の基本方針	20
(2) エコツーリズム推進のための取り組み	22
(3) エコツーリズムを推進する地域の範囲	24
第4章 エコツーリズムの対象となる自然観光資源	25
(1) 自然観光資源の考え方	25
(2) 自然観光資源の区分と対象	26
第5章 屋久島・口永良部島ルール	33
(1) 屋久島・口永良部島ルールについて	33
(2) 利用者・ガイド事業者が守る環境タイプごとの共通ルール	35
1) 山の共通ルール	35
2) 川の共通ルール	40
3) 海の共通ルール	43
4) 里の共通ルール（島民生活への配慮）	45
(3) 利用者・ガイド事業者が守る対象地ごとのルール	46
1) 縄文杉登山道（山）	46
2) 白谷雲水峡（山）	48
3) ヤクスギランド（山）	49
4) 奥岳地域（山）	49
5) 西部地域（山）	50
6) ウミガメが上陸する海岸（海）	51
(4) ルールの運用にあたっての実効性確保の方法	55
第6章 ガイダンス及びプログラム	60
(1) エコツアーのガイダンス及びプログラムについて	60

(2) 屋久島公認ガイド	63
第7章 モニタリング及び評価	65
(1) モニタリングの対象と方法	65
(2) モニタリングにあたっての各主体の役割	67
(3) モニタリングの評価の方法及び結果の反映の方法	67
(4) 専門家や研究者などの関与の方法	68
(5) その他	68
第8章 自然観光資源の保護及び育成	69
(1) 特定自然観光資源の指定	69
(2) その他の自然観光資源の保護及び育成の方法	69
(3) 自然観光資源に関係する主な法令及び計画など	70
(4) その他関係法令	71
第9章 エコツーリズム推進に係るその他の事項	72
(1) エコツーリズムが自然環境の保全につながる仕組みづくり	72
(2) エコツーリズムを活用した地域づくり	74
(3) エコツーリズム推進の基本方針に基づく環境教育の推進	78
(4) 屋久島のエコツーリズムに関する積極的な情報発信	79
(5) 安全管理に関する配慮事項	79
第10章 推進協議会の体制と全体構想の公表等	80
(1) 推進協議会の位置づけと体制・役割について	80
(2) 全体構想の公表と見直し	84

第1章 屋久島町エコツーリズム推進の背景と目的

(1) 屋久島町エコツーリズム推進の背景と目的

屋久島では 1970 年代から、島の自然保護と地域の人々の生き方をめぐって、住民や研究者の間で数多くの活動や調査・研究が行われてきました。こうした取り組みを背景に、当時の上屋久町、屋久町、鹿児島県、さらには国も加わり、屋久島の持つ価値に依拠しながら自然と人との新たな関係、すなわち自然と人との共生のあり方を模索しようとする動きが生まれ、平成 4 年（1992 年）には「屋久島環境文化村構想」が策定されました。翌平成 5 年（1993 年）、日本で初めて世界自然遺産に登録され、これと時を同じくして「屋久島憲章」が旧上屋久町、旧屋久町によって制定され、屋久島町に引き継がれています。

また同年には全国初のエコツアーガイド業者が誕生し、屋久島は国内のエコツーリズムの先駆けとなりました。現在では、登山ガイドやエコツアーガイドを含めたガイドは 200 名に及ぶといわれ、屋久島の新たな産業としてガイド産業が定着しています。

以後、平成 21 年（2009 年）にはエコツーリズム推進法に定める法定協議会として「屋久島町エコツーリズム推進協議会」が発足し、協議会や関係団体を中心に、屋久島ガイド登録・認定制度、町道荒川線車両乗入れ規制、世界自然遺産屋久島山岳部環境保全協力金、永田浜ウミガメ観察ルールなどの取り組みが進められています。

屋久島憲章には、「島の自然と環境を私たちの基本的資産として、この資産の価値を高めながら、うまく活用して生活の総合的な活動の範囲を拡大し、水準を引き上げていくことを原則としたい（原文抜粋）」とあります。

この原則に則り、屋久島にとっての「エコツーリズム」とは、島の価値のある自然や文化を保全しつつ、それらを持続可能な観光資源として利用し、地域社会の発展を目指す概念であると考えます。

以上を踏まえ、私たちは「屋久島町の貴重な財産である自然資源を保全し、その自然と共にある人々の暮らし、すなわち環境文化を継承し有効に活用すること、そして、そこから生み出される恩恵を多くの来島者と分かち合い、心の豊かさ・感動・感謝し合う気持ちを大切に、持続的な地域づくりへ寄与すること」を目的に屋久島町エコツーリズムを推進します。

本構想では、口永良部島も含めた屋久島町全域において、上記原則の実現を図ることを目的とし、基本方針を定め、さらに、世界的にも貴重な自然、そして自然と人との共生を大切にしてきたこれまでの島の歩みを踏まえ、世界遺産にふさわしいワンランク上の観光地＝全国・全世界に誇れるエコツーリズム先進地を目指します。



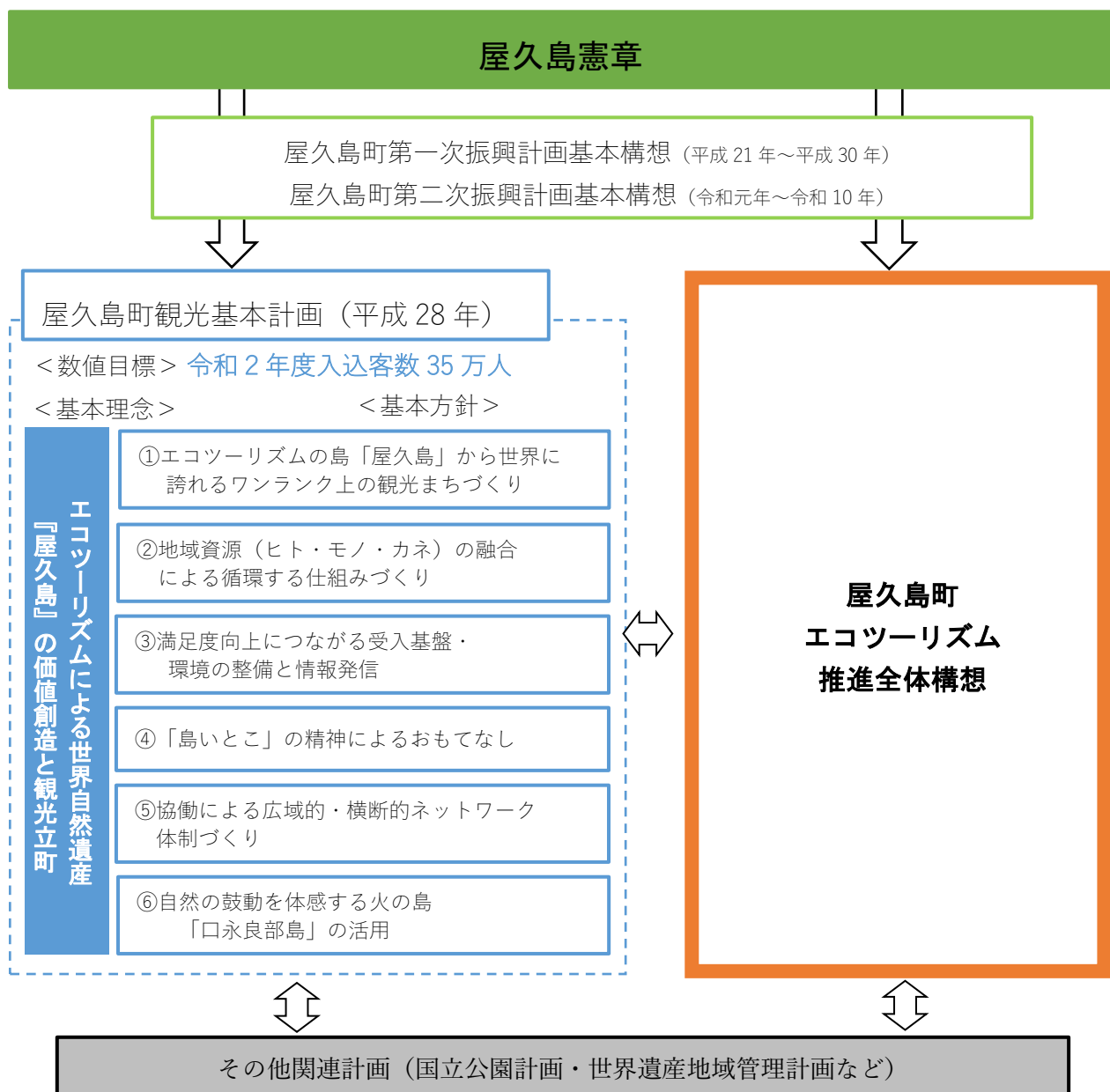
（２）屋久島町エコツーリズム推進全体構想の位置づけ

本構想は、屋久島憲章に定められた原則の実現を図ることを目的としており、様々な関連計画との整合を図りながら、計画推進に取り組んでいきます。

特に、平成 28 年（2016 年）に策定された屋久島町観光基本計画は、下図に示すとおり屋久島憲章を上位概念に位置付け、「エコツーリズムによる世界自然遺産『屋久島』の価値創造と観光立町」を基本理念に掲げています。また、自然環境や歴史文化の恵みを活かした観光の推進により、すべての地域産業と連携して屋久島町全体の活性化を目指すものであり、本構想と方向が一致しています。

この他にも屋久島国立公園の公園計画（平成 24 年（2012 年））や屋久島世界遺産地域管理計画（平成 24 年（2012 年））などの関連計画も多く、これらとの整合・連携を図りそれぞれの強みを活かしながら、エコツーリズムの推進に取り組んでいきます。

■屋久島町エコツーリズム推進全体構想の位置づけ



第2章 エコツーリズム推進にあたっての現状と課題

(1) 地域概況

屋久島町は、鹿児島県大隅半島の佐多岬から南方約 60km、東京から約 1,000 km に位置する屋久島と口永良部島から構成されています。屋久島は、面積約 504 km²、周囲約 130km のほぼ円形の島で、海岸沿いに 24 の集落が点在し、約 12,000 人が生活しています。島の面積の約 9 割は森林に覆われ、その一部が森林生態系保護地域に設定されているとともに、標高 1,200m を超える地域には、樹齢千年を超えるスギの森が生育し、屋久島スギ原始林として特別天然記念物にも指定されています。

一方、口永良部島は、面積約 35 km²、周囲約 50km の島で、約 100 人が生活しています。口永良部島は、ひょうたん型の島全体が火山島であり、番屋ヶ峰を含む西部の古い火山体と、現在も活動している新岳や古岳を含む東部の火山体から構成されており、海岸部には切り立った海食崖や海食洞窟など変化に富んだ地形を有しています。また、山麓一帯が照葉樹林とリュウキユウチク群落に覆われていることから、緑の火山島と呼ばれています。

両島は我が国でも傑出した自然の風景地といえ、屋久島は昭和 39 年（1964 年）3 月に、口永良部島は平成 19 年（2007 年）3 月に国立公園に指定されました。

また、縄文杉に代表される樹齢数千年に及ぶスギの巨木群の景観、亜熱帯から冷温帯までの顕著な植生の垂直分布、多くの固有種や希少種等を含む約 1,900 種類以上の植物に代表される多様な生物相がみられます。こうした特異な生態系や自然景観が評価されて、平成 5 年（1993 年）12 月、日本で初めての世界自然遺産に登録されました。さらに、北太平洋地域で最大のアカウミガメの産卵地として、平成 17 年（2005 年）11 月には、永田浜がラムサール条約湿地に登録されました。また、平成 28 年（2016 年）3 月に屋久島・口永良部島ユネスコエコパークとして拡張登録されました。

屋久島までの交通アクセスは、空路は鹿児島空港から 1 日 5 便（約 40 分）、伊丹空港から 1 日 1 便（約 1 時間 50 分）、福岡空港 1 日 1 便（約 1 時間 5 分）が往復運行されています。海路は鹿児島港から高速船が 1 日 5 便、フェリーが 1 日 2 便往復運行されており、片道の所要時間は高速船で約 2 時間、フェリーで約 4 時間です。

口永良部島へは、屋久島からフェリーが 1 日 1 便往復運航されており、片道約 1 時間 40 分で行くことができます。

■屋久島町の位置



（２）屋久島における自然環境と人々の暮らし

屋久島では、海から山までの豊かな自然を基盤に「山に十日、海に十日、里に十日」に象徴される、農、林、漁業の複合した暮らしが行われ、自然と親しみ、自然を損なうことなく生活の糧を得る工夫が成り立ってきました。

① 海から山までの多様な自然と付き合う暮らし

現在も豊かな漁場ではサバ漁やトビウオ漁が、里ではわずかな平地部で柑橘類栽培が盛んに行われているほか、屋久杉の土埋木を利用した工芸やガジュツを原料とした製菓、サツマイモを原料とした焼酎などの製造業など、屋久島ならではの産業が発達しています。

こうした暮らしを反映して、トビウオ招きや十五夜綱引きなどの各集落に受け継がれている伝統行事、エビス信仰や岳参り、島いとかなどの風習があります。また今でも、旧暦の1月、5月、9月の山の神祭りの日は、祈願や感謝の念から山に入らない、といった風習が島民の間で伝えられています。

こうしたことから、屋久島の価値は、その自然の傑出性ととともに、自然と共に歴史を重ねてきた人々と自然との関係の総体にあるといえます。

② 森林とその利活用の歴史

屋久島は慶長17年（1612年）に島津氏がその森林資源に着目して直轄領地になりました。屋久杉の伐採は、寛永19年（1642年）に儒学者泊如竹が島津氏に屋久杉の利用を進言したところから本格化したと言われており、屋久島では年貢米のかわりに、屋久杉を平木にしたものを薩摩藩に納めていました。平地の少ない屋久島では農産物の収穫量は乏しく、平木の余剰分は物々交換で布地や大豆、米、麦などに換えられていました。

享保13年（1728年）になると、島津氏は屋久杉の取り扱いに関する基準をつくり、文化5年（1808年）には屋久杉の減少を考慮して伐採の制限を始めましたが、その後も、島津氏が屋久島を管理していた頃は、島民がある程度自由に山林を利用することができていました。

明治時代に入ると、政府は地租改正に伴う官民有地調査を実施し、屋久島の山林の大部分は明治15年（1882年）に国有林に編入されました。その後、山林原野所有区分への批判に対応して、国では明治32年（1899年）に「国有土地森林原野下戻法」が制定され、翌年に屋久島で下戻申請が行われるも不許可となりました。明治37年（1904年）、島民は国を相手に行政訴訟を起こし、大正9年（1920年）に島民側が敗訴しましたが、翌大正10年（1921年）には、国が地元経済を考慮した「屋久島国有林経営の大綱（通称：屋久島憲法）」を公示し、国有林の事業が展開されるようになりました。離島である屋久島にとって、共用林や部分林の設定、屋久島一周の沿岸林道開設、その他木材生産活動に伴う経済効果は大きいものがあつたとされます。また、大正12年（1923年）には、安房～小杉谷約16kmの森林軌道が完成し、小杉谷に営林署（現森林管理署、以下同様）の事業所が開設されました。前岳地域では、島民の木炭生産が急増しました。

一方で、大正11年（1922年）には国有林に学術参考保護林が設定され、大正13年（1923年）には、当該区域が屋久島スギ原始林として国の天然記念物に指定されるなど、森林の利用と保護に関する区分けが行われはじめました。

戦後の経済復旧が本格化した時代に入り、将来の森林資源の充実を図り増大する木材需要に対応するために、昭和37年（1962年）から標準伐採量が増大しました。伐採にチェーンソー

が導入されるなど昭和 40 年代にかけて国有林の伐採はピークを迎え、森林開発前進基地としての小杉谷事業所の役割は大正 12 年（1923 年）から昭和 45 年（1970 年）まで続きました。

屋久杉の伐採が行われた頃、パルプ材としての照葉樹の伐採も進められ、西部地域でも昭和 26 年（1951 年）に民間企業が土地を取得すると、昭和 30 年代にかけて瀬切や半山でパルプ用木材の伐採が行われました。また、西部林道周辺では戦後直後から半山でサツマイモを栽培したり、木炭を海上輸送して暮らす人の記録が残っており、昭和 35 年（1960 年）頃まで松脂採取、炭焼き、農業などで生活を営んでいたことが知られています。また、「屋久島国有林経営の大綱」に沿って西部林道が開設され、昭和 43 年（1968 年）に全島周回路が開通したことにより、林業のみならず地元住民の生活路としても活用されてきました。

一方、自然保護をめぐる社会的要請の高まりと多様化の中で、昭和 29 年（1954 年）には屋久島スギ原始林が特別天然記念物に格上げされ、昭和 39 年（1964 年）には国立公園に指定されるとともに、国有林における自然保護のあり方が検討され、学術参考保護林の新規拡大や伐採箇所の分散、伐採量の見直し等が行われました。なお、縄文杉の存在が知られるようになったのは昭和 41 年（1966 年）頃で、この頃から島外で屋久島の自然保護運動が高まりました。伐採事業が続く屋久島では昭和 47 年（1972 年）に住民による「屋久島を守る会」が活動を始め、昭和 48 年（1973 年）には、屋久島の特異な自然景観を教育や文化活動に利用することを目的として、荒川地区（ヤクスギランド）と白谷地区（白谷雲水峡）に自然休養林が設定されました。

昭和 50 年代に入っても、故郷の美しい森林を子孫に残そうという思いから、地元自然保護団体や学識経験者によって伐採禁止が求められた瀬切川右岸とともに、国立公園区域の見直しが行われ区域が拡大したほか、原生自然環境保全地域が指定されました。また、昭和 57 年（1982 年）に策定された第 4 次地域施業計画において、貴重な森林を永続的に保全しつつ林業生産を行うという考えに立って、1,000 年以上の屋久杉は全面禁伐とされると同時に、風致景観の維持と屋久杉の保護、育成及び利用を同時に図るという観点から、群状択伐を主体とする天然林施業が行われることとなりました。

その後、平成 4 年（1992 年）には、学術参考保護林と周辺地域が「屋久島森林生態系保護地域」に設定され、国有林野内における貴重な自然環境としての天然林等の保護が適切に図られています。近年では、低地に残存する照葉樹林帯から多数の希少な植物が発見され、生物多様性の高い森林として価値が見直されています。



（３）エコツーリズムに係る歴史

屋久島町におけるエコツーリズム及び自然保護に係る歴史を、平成５年（1993 年）の世界遺産登録前後に分けてまとめます。

①昭和 45 年代から平成 5 年（1993 年）の世界遺産登録以前

この時代は、屋久島が森林開発から保護、保全的利用へと方向転換した時代であり、また、屋久島の自然の価値が学術的に見直された時代です。さらに、屋久島を守る会や屋久島ウミガメ研究会など「故郷の自然や文化をもっとよく知り、それを保存し活用する」ことを目指した、地元の有志によるさまざまなグループが結成され、活動が始まった時代でもあります。

昭和 55 年代後半になると、研究者と地元の人々が一致団結して屋久島の資源やその活用などについて調査・研究を進め、この成果が、のちの「屋久島環境文化村構想」や「世界自然遺産登録」にもつながることとなります。

初めに活動を始めたのは島でヤクシマザルを調査していた研究者でした。その声に応じて「あこんき塾（あこんき：地元の言葉でアコウの木を指す。巨木になるが建材としても薪炭材としても利用価値はない。しかし、大地にしっかりと根を張り、葉を広げることで、もろい地盤を支え、台風から家を守る大切な役割をなしている。）」という地元の若者たちを中心とした組織が立ち上がりました。この塾では、これまで価値がないと見過ごされていた屋久島の自然を見つめ直し、屋久島の将来を築くための教材をつくることを目指して、自然観察会や自然観察指導者の研修会、研究者による研究成果の発表などが行われました。塾の中断後も地元メンバーを中心に、屋久島の自然と人との関わり（以下、「環境文化」という。）について島内の古老から聞き書きを行う活動などが展開されました。

こうした地元や研究者の取り組みを背景に、当時の上屋久町、屋久町、鹿児島県、さらには国も加わり、屋久島の持つ価値に依拠しながら自然と人との新たな関係、すなわち自然と人との共生のあり方を模索しようとする動きが生まれました。

そうした動きを受け、旧屋久町では、自然を生かして地域振興を図る長期振興計画の中に「屋久杉の里整備事業」を位置づけ、「屋久杉自然館」を建設し、自然館を核とした町有地にフィールド博物館としての機能整備を図りました。

また、旧上屋久町では、「森・水・人のふれあいを基調とした森林文化の創造」を基本理念とした「林地活用計画」を策定し、屋久島の自然資源と自然環境の価値を高めながら、生活の総合的な活動の範囲を拡大し引き上げていく「スーパーネイチャー屋久島」を基本コンセプトとし、地域振興を図るための基本戦略や整備計画が検討されました。

これらをもとに、鹿児島県によって平成 2 年（1990 年）から平成 4 年（1992 年）にかけて、屋久島内外の有識者による議論（屋久島環境文化懇談会、地元研究会、マスタープラン研究委員会）を中心に、屋久島環境文化村構想を位置づける「屋久島環境文化村マスタープラン」が策定され、計画の推進を目的に公益財団法人屋久島環境文化財団（以下：屋久島環境文化財団）が設立されました。

同構想は、屋久島の傑出した自然と、固有の自然の中でつくりあげられてきた自然と人との関わり、すなわち「環境文化」を手がかりとして、屋久島の自然の保護と暮らしの豊かさを併せて実現しようとするもので、実現のための提案として、自然環境保全のための適切な管理や活用、環境を軸にした新たな産業の創出などを掲げています。

翌平成5年（1993年）には全国初のエコツアーガイド業者が誕生し、屋久島は国内のエコツアーリズムの先駆けとなりました。さらにこの年の12月には、屋久島の持つ暖帯地域の原生的な天然林、亜熱帯から冷温帯までの植生の垂直分布、ヤクスギ巨木林が織りなす特異な生態系や自然景観等が評価され、日本で初めての世界自然遺産に登録されました。この世界自然遺産登録と「屋久島環境文化村マスタープラン」策定と時を同じくして、屋久島の自然と環境を基本的資産とし、この資産の価値を高めながら、うまく活用して生活の総合的な活動の範囲を拡大し、水準を引き上げていくということを原則とした「屋久島憲章」が旧上屋久町と旧屋久町によって制定され、屋久島町に引き継がれています。

屋久島憲章では、島づくりの指標として水環境の保全と創造を挙げた上で、子どもたちが夢と希望を抱ける地域社会、自然資源を持続的に利用した島づくり、自然と人との共生が目標として掲げられており、自然環境の保全、環境教育、観光振興及び地域振興を4つの理念とするエコツアーリズム推進法と主旨を同じくしているといえます。

② 平成5年（1993年）の世界自然遺産登録後

世界自然遺産登録やアクセスの利便性向上も相まって、屋久島には自然とのふれあいを求める観光客が訪れるようになり、従来の登山ガイドに加え、自然や文化に触れることで自然や生態系への理解を深める「エコツアー」を行うガイド事業者が活躍するようになりました。世界自然遺産登録から約30年を経た現在では、登山ガイドやエコツアーガイドを含めたガイドは200名に及ぶといわれ、屋久島の新たな産業としてガイド産業が定着しています。

平成7年（1995年）には、地元の人を中心となって開催する「足で歩く博物館」活動も生まれ、研究者や地元の人が講師となって毎月1回西部林道などを歩き、「あるがままの自然の姿から学ぶ」ということが提唱されました。

また、平成14年（2002年）には、環境文化村構想のもと、島民主体のエコツアーリズム推進・発展を図るため、島内の関係機関・団体が一堂に会したエコツアーリズム支援会議が設置され、「屋久島エコツアーリズムの推進のための指針及び提案等」がまとめられました。この指針では、島民及び来島者にとって参考となる考え方・行動の指針とともに、業種などの対象別に具体的な提案等が示されました。



地域でのこうした流れを受け、平成 15 年（2003 年）から環境省によるエコツーリズム推進モデル事業が 3 か年計画で実施されました。屋久島における固有の自然や文化にふれあう機会の提供、地域資源の保全と適正な管理、地域振興への貢献を同時に実現するというエコツーリズムを確立することを目指し、島内の関係団体により「屋久島地区エコツーリズム推進協議会」が設立されました。

屋久島地区エコツーリズム推進協議会では、「屋久島ガイド登録制度」の導入（平成 18 年（2006 年）～）、西部地域におけるエコツアーのルール及びモニタリングの検討、里のエコツアーの拡大の検討、高平地区や永田地区における里のプログラム開発等が行われました。

また、平成 20 年（2008 年）に制定されたエコツーリズム推進法に定める法定協議会として、「屋久島町エコツーリズム推進協議会」が平成 21 年（2009 年）に発足しました。

屋久島町エコツーリズム推進協議会では平成 21 年（2009 年）8 月から屋久島町エコツーリズム推進全体構想の策定に取り組み、平成 22 年（2010 年）11 月に開催された協議会総会において全体構想（案）が承認されました。

しかし、特定自然観光資源「大株歩道周辺の自然植生」への立ち入り人数の上限数設定の根拠となる、屋久島町自然観光資源の利用及び保全に関する条例制定の議案を平成 23 年（2011 年）第 2 回屋久島町議会定例会に提出したところ否決され、同年 8 月の議会全員協議会で、改めて人数設定の調整を諮りましたが合意に至りませんでした。

その後、平成 25 年（2013 年）に屋久島町エコツーリズム推進協議会規約を全面改正し、平成 25 年（2013 年）6 月から平成 27 年（2015 年）8 月にかけて開催された屋久島ガイド登録認定制度検討部会において、認定制度が構築されるとともに、登録制度の見直し、関係要綱等の改正が行われ、平成 27 年（2015 年）第 3 回屋久島町議会定例会において屋久島公認ガイド利用促進条例が制定され、平成 28 年（2016 年）4 月から試行運用されました。

屋久島ガイド登録・認定制度の本運用に向けて屋久島学試験を取り入れることとなり、屋久島学テキスト制作に取り組み、平成 30 年（2018 年）に完成、令和元年（2019 年）に 2 回実施した屋久島学試験には 103 名が受験し 85 名が合格しました。

また、屋久島山岳部利用対策協議会は「YAKUSHIMA マナーガイド」の作成、「縄文杉荒川登山口車両乗入れ規制」（平成 12 年（2000 年）から期間限定で実施。平成 22 年（2010 年）から 3 月～11 月末までのオンシーズン全期間実施）、登山客が集中する山岳部におけるトイレを主とした環境問題解決のための「屋久島山岳部保全募金」（平成 20 年（2008 年）～平成 28 年（2016 年））及び携帯トイレ（平成 21 年（2009 年）～）の導入を実施しました。

屋久島町では、自主財源の確保のため入島税導入に向けた検討会が発足し、自然環境と水環境を保全するとともに登山者に安心安全な自然体験を提供するため、日帰り入山の場合 1,000 円、山中で宿泊予定の場合 2,000 円の協力金を求める世界自然遺産屋久島山岳部環境保全協力金条例が平成 27 年（2015 年）9 月に議決され、平成 29 年（2017 年）3 月 1 日から、収受主体を屋久島山岳部保全利用協議会に指定し、協力金の収受及びバスチケット販売を取り扱っています。

なお、屋久島山岳部保全利用協議会は、屋久島山岳部利用対策協議会と屋久島山岳部車両運行協議会を統合した組織であり、両協議会の業務であった山岳部の利用ルール等の検討や町道荒川線のマイカー規制の取り組みを担っています。

さらに、国立公園山岳部の自然環境を適切に保全して次世代に継承するとともに、利用者に屋久島らしい質の高い自然体験を提供することを目指して、利用についてのビジョンを定め、利用ゾーニングに基づく施設の整備や利用者管理方策、サービス等を検討するために「屋久島世界自然遺産・国立公園における山岳部利用のあり方検討会」が平成 28 年（2016 年）に発足しました。令和 4 年（2022 年）には、これまでの議論を踏まえて、「屋久島世界自然遺産・国立公園における山岳部適正利用ビジョン（屋久島山岳部ビジョン）」を策定しました。

自然休養林では、営林署（現森林管理署）が森林環境整備推進協力金の制度を導入し、ヤクスギランド（平成 5 年（1993 年）～）と白谷雲水峡（平成 8 年（1996 年）～）の森林環境整備に宛てており現在は地元関係機関を構成員とする屋久島レクリエーションの森保護管理協議会が協力金の収受と保護管理を行っています。

また、ラムサール条約湿地でもある永田浜では、地域住民によって組織される永田ウミガメ連絡協議会により、平成 7 年（1995 年）から有料で観察会が行われてきました。そして、ウミガメの産卵ふ化環境の更なる保全と適正な利用の両立を図るため、平成 21 年（2009 年）に「永田浜ウミガメ観察ルール」が策定されました。その後、関係者で構成される永田浜ウミガメ保全協議会において、ルールの改善等に係る検討が続いています。

島民による自然保護の取り組みとして、永田浜でウミガメの調査をするために「屋久島ウミガメ研究会（現NPO法人屋久島うみがめ館）」（昭和 60 年（1985 年））が設立されたほか、屋久島の自然の保全に取り組む「屋久島まるごと保全協会」（平成 17 年（2005 年）～）、「屋久島生物多様性保全協議会」（平成 20 年（2008 年）～平成 28 年（2016 年））、「屋久島学ソサエティ」（平成 25 年（2013 年）～）、「えらぶ年寄り組」（平成 25 年（2013 年）～）「屋久島照葉樹林ネットワーク」（平成 28 年（2016 年）～）など、現在における屋久島の自然保護活動や環境教育の中心的な役割を担っています。

年	エコツーリズム等に係る動向
S39 (1964)	・ 屋久島地域が国立公園に追加指定。「霧島屋久国立公園」となる。
S47 (1972)	・ 屋久島の国有林経営のあり方をめぐり、地元有志が「屋久島を守る会」を結成。その後、「島内で自然保護と住民の生き方」の活動が続く。
S48 (1973)	・ 国有林野事業の計画推進と山林労働者の生活を守るため、「住民の生活を守る会」が結成され、屋久島を守る会に対抗した。
S51 (1976)	・ 「屋久島の自然を記録する会」は、屋久島の現況を全国の人々に訴えるために16ミリ映画を作り全国上映し、屋久島原生林保護を訴える。
S60 (1985)	・ 地元と研究者をつなぎ、博物館活動を担う「あこんき塾」が立ち上がる。 ・ 屋久島ウミガメ研究会（現NPO法人屋久島うみがめ館）が永田浜でのウミガメ調査活動を開始。
S61 (1986)	・ 「屋久杉の里整備事業」が開始（旧屋久町）。 →「屋久杉自然館」建設 ・ 環境学習・体験を目的に結成された「屋久島緑少年隊」が、月に1日の屋外活動（小学生）を実施。8年間続く。
H1 (1989)	・ 地域のイメージコンセプトとして「スーパーネイチャー屋久島」を打ち出した「林地活用計画」を旧上屋久町が策定。
H4 (1992)	・ 自然と人との共生をうたった「屋久島環境文化村構想」を鹿児島県が発表。
H5 (1993)	・ 「屋久島環境文化財団」の設立。 ・ 森林環境整備を推進するための協力金制度が導入される（営林署）。 ・ 「屋久島憲章」の制定（旧上屋久、屋久両町）。 ・ 屋久島が日本で初めての世界自然遺産に登録される。
H6 (1994)	・ 「屋久島山岳部利用対策協議会」が発足。
H7 (1995)	・ 「足で歩く博物館を作る会（足博）」が発足。 ・ 永田ウミガメ連絡協議会が有料のウミガメ観察会を開始。
H12 (2000)	・ 町道荒川線車両乗入れ規制（期間限定）が開始。
H14 (2002)	・ YAKUSHIMA マナーガイドの作成（屋久島山岳部利用対策協議会）。 ・ 島内の関係機関等による「エコツーリズム支援会議」の設置。 →『屋久島エコツーリズムの推進のための指針及び提案等』を作成。
H15 (2003)	「屋久島地区におけるエコツーリズム推進モデル事業」が開始（環境省、～H17 (2005)）。
H16 (2004)	・ 「屋久島地区エコツーリズム推進協議会」が発足。
H17 (2005)	・ 地元有志中心の任意団体「屋久島まると保全協会（YOCA）」が設立。 ・ 永田浜がラムサール条約湿地に登録される。
H18 (2006)	・ 「屋久島ガイド登録制度」が開始。
H19 (2007)	・ 上屋久町と屋久町の合併により、屋久島町が誕生。 ・ 「屋久島レクリエーションの森保護管理協議会」の設置。 ・ 口永良部島地域が国立公園に追加指定。
H20 (2008)	・ 「屋久島山岳部保全募金」の導入。
H21 (2009)	・ 「永田浜ウミガメ観察ルール」の策定（永田ウミガメ連絡協議会）。 ・ 山岳部で携帯トイレ導入開始。 ・ 「屋久島町エコツーリズム推進協議会」が発足。 ・ 「永田浜ウミガメ保全協議会」が発足。 ・ 「マイバック持参運動及びレジ袋有料化に関する協定」が締結。
H22 (2010)	・ 町道荒川線車両乗入れ規制（オンシーズン全期間）が開始。

	・ 「屋久島町エコツアーリズム全体構想（素案）」を作成（屋久島地区エコツアーリズム推進協議会）。
H23（2011）	・ 大株歩道、西部地域、永田浜の利用調整を規定した「屋久島町自然観光資源の利用及び保全に関する条例案」が否決される。
H24（2012）	・ 「屋久島国立公園」の指定。 ・ 屋久島世界遺産地域管理計画の改定。
H27（2015）	・ 世界自然遺産屋久島山岳部環境保全協力金条例制定
H28（2016）	・ 屋久島・口永良部島ユネスコエコパーク拡張登録。 ・ 屋久島公認ガイド利用促進条例の制定。 ・ 「山岳部利用のあり方検討会」が発足。 ・ 屋久島町観光基本計画の策定。
H29（2017）	・ 世界自然遺産屋久島山岳部環境保全協力金の収受を開始。
R 1（2019）	・ エコツアーリズム推進協議会ウミガメ保護利用専門部会の発足。
R 4（2022）	・ 屋久島山岳部ビジョン策定



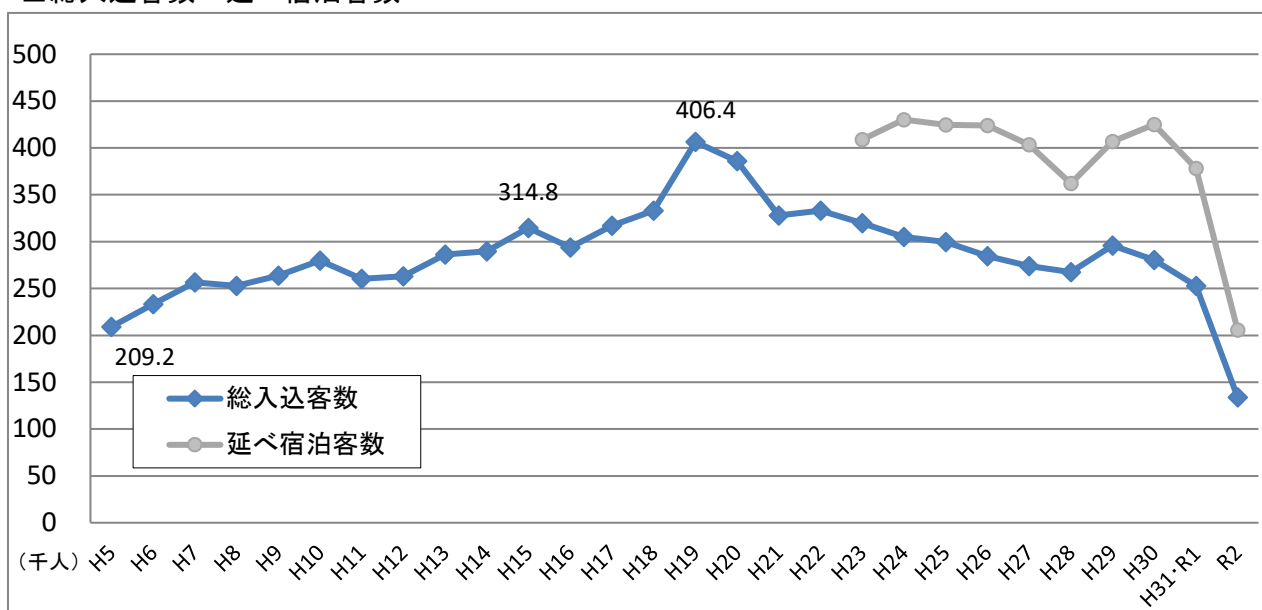
(4) エコツーリズム推進に当たっての現状と課題

1) 観光・自然利用をめぐる現状

①入島者数

屋久島への入島者数は世界遺産登録以降増加傾向をたどり、平成5年度（1993年）に約20万人だったものが、平成15年度（2003年）に30万人を、平成19年度（2007年）には40万人を超えました。その後は減少に転じ、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）が蔓延する前の令和元年度（2019年）までは、20万人台で推移していました。

■総入込客数・延べ宿泊客数



■出典

- ・総入込客数：種子屋久観光連絡協議会（各年、4月～翌年3月分を集計）
※「総入込客数」とは、船舶、飛行機を利用して入島した客の総数であり、住民や業務関連の利用客などを含んでいる。
- ・延べ宿泊者数：鹿児島県観光統計（各年1月～12月分を集計）

②入山・入林者数

ヤクスギランド、白谷雲水峡、縄文杉を目的とした入山・入林者数は、平成20年（2008年）までは増加しましたが、現在はそれぞれ減少傾向となっています。

苔むす森や太鼓岩が人気スポットとなっている白谷雲水峡については、30分の手軽な散策コースから1日かけてのトレッキングコースまで様々なコースを利用できるため、年間90,000人が入林する屋久島の中で最も人気の観光地となっています。また、外国人の入林者数は、平成23年（2011年）に1,680人であったのが、平成30年（2018年）になると15,000人を超え約9倍となっています。

ヤクスギランドについても、30分、50分、80分、150分、270分コースと、利用者に応じて様々なコースが設定されており、観光バスツアー客などでは木道が整備されている30～50分コース、ガイドツアーなどでは80～270分コースが多く利用されています。

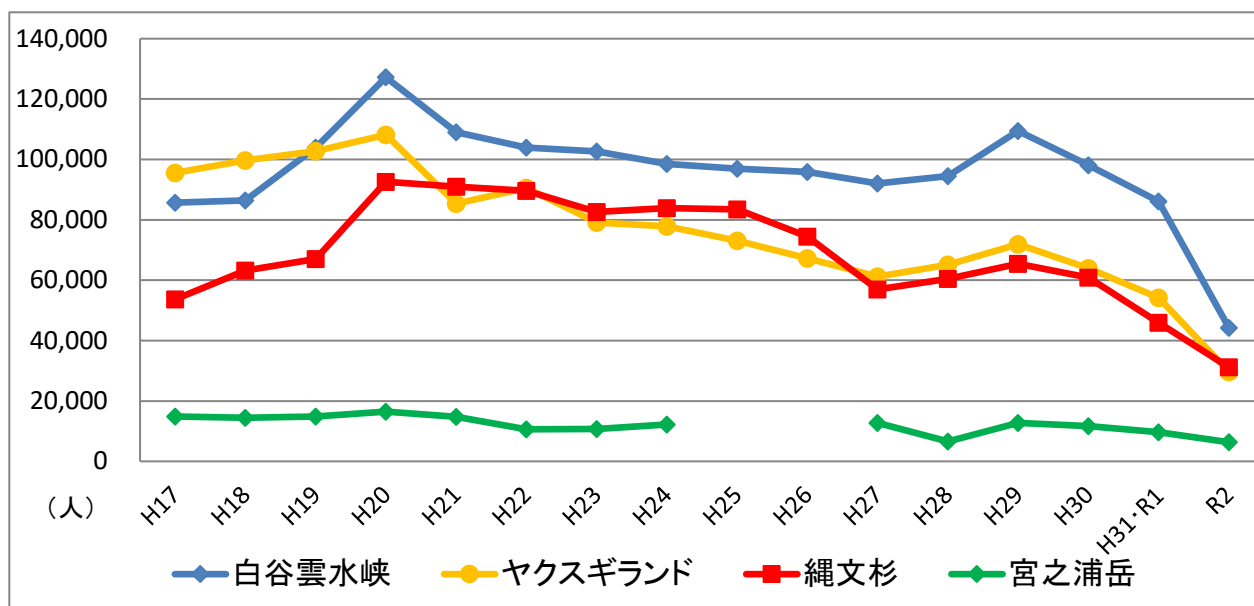
縄文杉については、平成20年（2008年）から平成25年（2013年）に80,000人から90,000人で推移しましたが、以後減少し平成30年（2018年）までは約60,000人となっています。

宮之浦岳の登山者数については、約12,000人程度で推移しています。

近年、外国人利用者が増加傾向となっており、自然休養林では、平成 23 年（2011 年）には外国人の占める割合は 1 %でしたが、平成 27 年（2015 年）には 6 %、平成 29 年（2017 年）には 11 %まで上昇しました。地域別では、アジア、ヨーロッパからの利用者が増加率も高く利用者数も多い状況となっています。国別利用者数では、アメリカ、フランス、中国、台湾、韓国が上位を占めています。

なお、令和 2 年（2020 年）以降は、新型コロナウイルス感染症の影響による入島者数の減少に伴い入山・入林者数も急激に落ち込んでいます。

■入山・入林者数の推移



■出典（いずれのデータも当該年の 1 月～12 月までの集計数値）

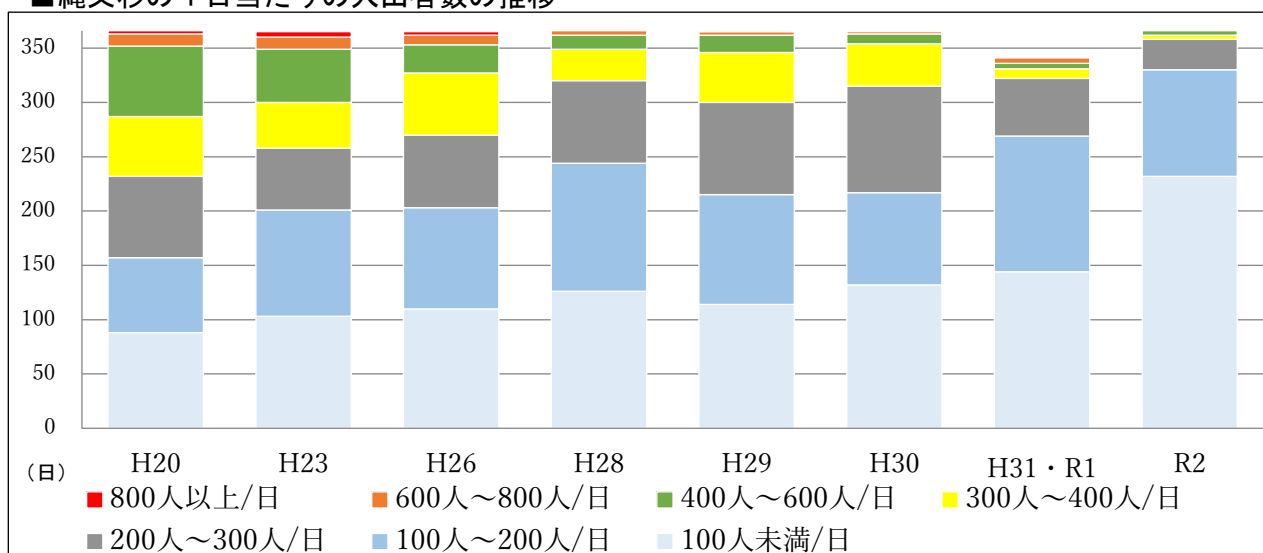
- ・白谷雲水峡・ヤクスギランドの入林者数：レクリエーションの森保護管理協議会により、協力金徴収時に集計した数値
- ・縄文杉・宮之浦岳の入林者数：環境省屋久島自然保護官事務所により、それぞれ楠川分かれ先（大株歩道入口方向）、淀川登山口に登山者カウンターを設置し、データ集計した数値。

※機器の故障による欠測期間中のデータも含む。

※無断転載禁止

また、縄文杉登山について、1 日当たりの登山者数別に年間の日数構成をみると、平成 20 年（2008 年）には 400 人を超える日が年間に 79 日ありましたが、新型コロナウイルス感染症の蔓延前の令和元年（2019 年）には年間 10 日のみとなっています。1 年間のうち 300 日以上が 1 日 300 人を下回っており、ゴールデンウィークなどの特定日を除き混雑する日は大幅に減少しています。

■縄文杉の1日当たりの入山者数の推移



入山者数	H20	H23	H26	H28	H29	H30	H31・R1	R2
100人未満/日	88	103	110	126	114	132	144	232
100人～200人/日	69	98	93	118	101	85	125	98
200人～300人/日	75	57	67	76	85	98	53	28
300人～400人/日	55	42	57	29	46	39	9	4
400人～600人/日	65	49	26	13	16	9	5	4
600人～800人/日	11	11	9	4	3	2	5	0
800人以上/日	3	5	3	0	1	0	0	0

■出典

- ・上記「入山・入林者数の推移」グラフの縄文杉のデータと同様。
- ※H31・R1年は、登山者カウンター機器の故障により、欠損日あり。

山岳部におけるトイレ

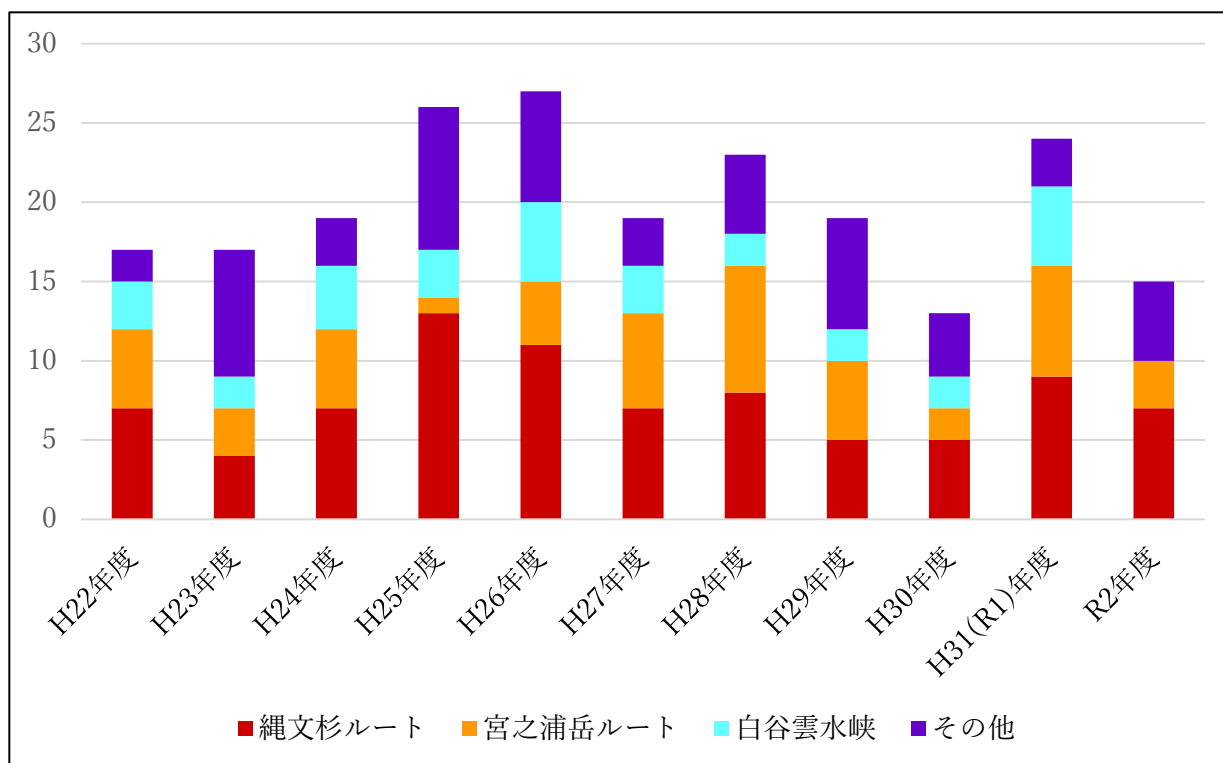
山岳部では、避難小屋や登山口等の場所に定めて、くみ取り式トイレ、バイオトイレ等を利用することができます。また、随所に携帯トイレブースを設置しています。屋久島の中央部にそびえる山々を指す奥岳のエリアには電力もないため、くみ取り式トイレとなっており、し尿の人力運搬に多額のコストがかかっています。一方、淀川登山口で実施しているアンケートによると、過去数年間の携帯トイレのグループ別の携行率は70%程度にとどまり、さらに、登山者数全体に対する携帯トイレ利用率は15%～30%程度であり、一層の普及が望まれます。小杉谷山荘跡バイオトイレ、大株歩道トイレ、新高塚小屋自己処理型トイレは利用が集中することで不具合を生じることがあります。



③ 遭難者数の推移

屋久島山岳部で発生している遭難・怪我等の状況※は、過去 10 年間（平成 22 年度～令和 2 年度）では、毎年 20 件程度が集計されている。主要な 3 地域（縄文杉ルート、宮之浦岳ルート、白谷雲水峡）での発生が全体の大半を占めています。

■屋久島山岳部における遭難・怪我等の集計件数の推移



(単位：件)

■出典

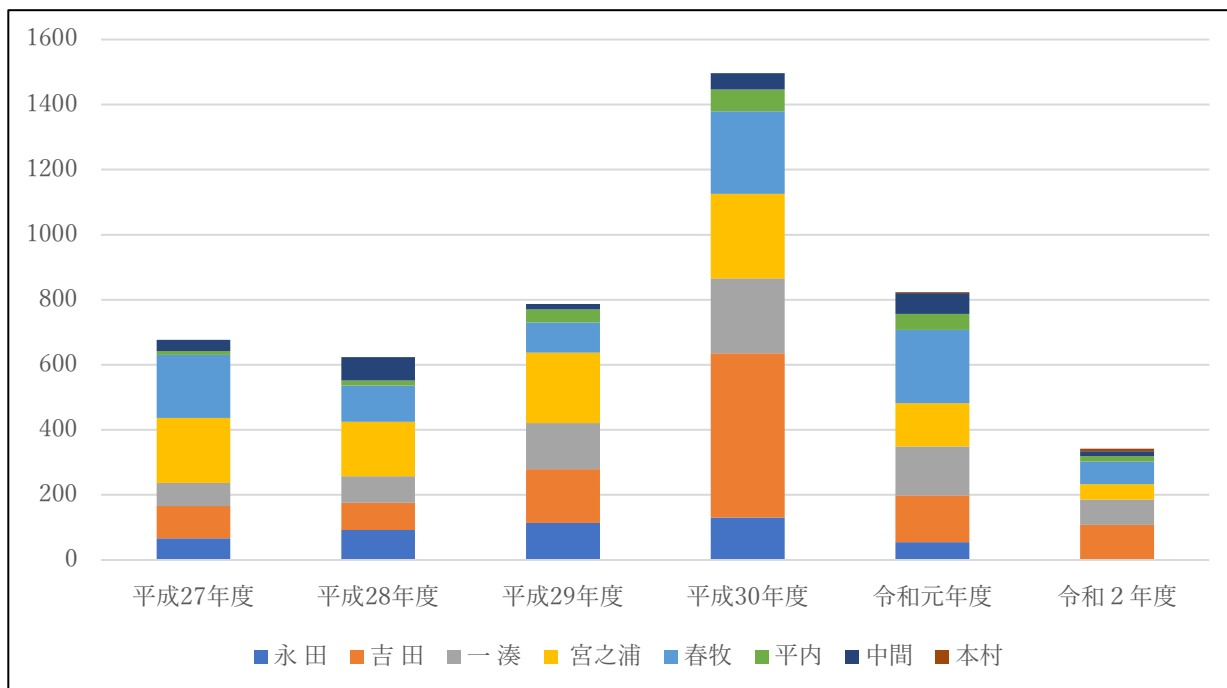
・県警集計による。

※遭難のほか、疲労、滑落転倒、負傷、病気、道迷い等も含まれ、基本的に救助要請が入った案件が集計されている。結果的に、自力下山可能な場合や負傷等がなかった場合も含まれる。

④ 屋久島里めぐりの利用状況

屋久島を訪れる方々に地元の歴史、文化、自然、産業などの集落自慢を地元の語り部のガイドが案内する里めぐりは、令和2年（2021年）3月現在、8つの集落において実施されています。口永良部島の本村集落は令和元年（2019年）12月に新たに里めぐりに追加されました。以下に過年度の実績を示しています。

■里めぐり参加者数の推移



(人)	永 田	吉 田	一 湊	宮之浦	春牧	平内	中間	本村	合計
平成27年度	67	99	71	200	194	11	35	0	677
平成28年度	92	84	82	167	111	16	72	0	624
平成29年度	114	165	142	216	93	40	17	0	787
平成30年度	131	504	231	260	253	67	51	0	1497
令和元年度	55	144	150	133	225	50	63	3	823
令和2年度	0	108	78	47	70	17	14	8	342

2) エコツーリズムの推進に向けての課題

屋久島町では、海から山までの多様な自然と付き合いが営まれてきた中で、自然の保護をめぐる地域での葛藤や自然と人との共生をうたった屋久島憲章や屋久島環境文化村構想が誕生するなど、エコツーリズムに係る歴史と経験があります。

世界自然遺産登録やそれに先立つ交通の改善を契機に、平成 20 年代は縄文杉登山をはじめとした登山やエコツアーを目的とした観光客が増加しましたが、現在は減少傾向にあります。平成 28 年度（2016 年）に策定された屋久島町観光基本計画では、＜エコツーリズムによる世界自然遺産「屋久島」の価値創造と観光立町＞を基本理念に掲げ、「世界自然遺産の保全と活用を基本とした山岳観光の振興」などの重点プロジェクトに取り組むこととしています。同町において、世界自然遺産地域をはじめ多くの自然資源に触れることができる場であることに変わりはないものの、観光客数が減少している原因は屋久島町の価値ある観光資源の情報が十分に届けられていないことが一因であると考えられます。来島者の意識、島内観光業の品質の評価、島へのアクセス、マネーフローなどの視点から、早急に分析・対策をする必要があります。

また、屋久島には海から山までの多様な自然が存在するとともに、世界遺産、縄文杉をはじめとする屋久杉の森、日本百名山「宮之浦岳」、ラムサール条約湿地「屋久島永田浜」とウミガメなど、貴重な価値を有する多くの自然資源があります。主要な利用拠点の一つである山岳部においては、登山利用による自然環境への影響を抑制するとともに、利用者に屋久島ならではの高い利用体験を提供するため定めた屋久島山岳ビジョンに基づき、主要登山道の整備、山岳トイレなど含めた良好な利用環境の創出や管理者不在の歩道等への対応を関係機関・団体で引き続き検討を進めていく必要があります。

この多様な自然観光資源のもと、年間を通した活動が可能なことから、登山・海・川では多くのガイドが活動しています。しかし、そのレベルは様々で、世界遺産の地としてどのようなエコツアーガイドが必要とされているのか、客観的かつ謙虚に現状を評価し、町公認ガイド制度を核としたエコツアーガイドの職能の確立と品質の確保、向上のための対策を進める必要があります。

エコツーリズム推進にあたり、取り組まなければならない課題は以下のとおりです。

【i. 利用ルールの確立と徹底、利用マナーの向上】

かつては、観光客の増加や地域の常識と異なった行動に不快感やストレスを感じる住民もいましたが、関係者の努力もあり、利用者の安全意識や登山マナー、環境への配慮などは、順調に改善されてきました。それでも、観光客のトラブルは依然として少なくなく毎年のように山岳遭難事故が発生しています。また、ウミガメの産卵する海岸においては、多くの観光客がウミガメ観察に訪れるため、ウミガメへの影響が最小限となるようルールを定めていますが、地域ルールに留まっているためにルールが遵守されない場合があります。

こうした状況に対し、山岳部については利用のためのマナーガイド、ウミガメ観察についてはルールガイドが作られ、そのルールやマナーの周知・徹底が図られてきました。しかし、観光客の利用動向は経時的に変動し、屋久島側が十分に対処できているとはいえません。利用による自然への影響の動きを常に見守り、必要に応じて敏速に手段を講じることのできる管理体制が必要です。

【ii. エコツアー（ガイドツアー）利用の推進とその効果の拡大】

エコツアーに期待される効果は、①来島者への環境教育を伴う観光コンテンツの提供、②地域社会の経済発展、③自然・文化資源の保全です。

地域の社会・経済への貢献という観点からは、観光客がエコツアーを通じて水環境の保全と創造などを掲げる屋久島憲章の理念を共有できることや、繰り返し屋久島を訪れてゆっくり滞在し自然だけでなく環境文化を含めて体験してもらうようになることが特に重要です。

また、環境教育の一環としてのエコツアーは、利用マナーの啓発、自然への負荷の軽減や利用者の安全対策、登山道・避難小屋・トイレの整備・維持管理への理解に有効です。

自然体験には危険と自然への負荷が伴うことから、エコツアー体験者に安心と安全を提供し、自然への配慮と楽しみ方の技術を有する屋久島公認ガイドの活動の効果を拡大するとともにその利用を推進する必要があります。

【iii. 屋久島ガイド登録・認定制度の充実】

ガイドは、主に観光客に対して安全かつ快適に屋久島を案内するとともに、屋久島の自然や文化の紹介を通してその魅力を伝え、また、観光客等に対して環境保全への意識を高めてもらうという役割も担っています。つまり、エコツーリズム推進の牽引役ともいえます。

そのため、当該制度の充実と普及を図り、優れたガイドの職能モデルを確立する必要があります。それとともに、社会的に認知される職業かつ信頼される存在として、今後は宿泊事業者、交通事業者等と連携し、それらの関係者の解説能力の向上に協力することが求められます。また、屋久島の自然や文化の保全と適正な利用を図るため、町内ガイドの意識を高め、かつ、活動を後押しする仕組みの充実を目指します。

【iv. 利用の分散による特定地域の環境負荷の低減】

世界遺産登録後、屋久島は多くのメディアに取り上げられるようになりましたが、「縄文杉」や「白谷雲水峡」などの特定の地域が観光の目的として多く取り上げられ、利用集中が誘因されるなど、そこだけが屋久島の魅力と捉えられる傾向が続いていました。

しかし、近年の取り組みや観光客の減少により、利用集中に起因する植生荒廃や野生生物の生息・生育への悪影響といった自然環境への負荷は低下し、混雑による利用環境の悪化も近年では改善されつつあります。今後も、環境負荷を低減する工夫を図り、屋久島と口永良部島にある多くの魅力とその価値を損なうことなく利用していくことが必要です。また、多様な興味や関心をもった参加者のニーズに対し、山・川・海・里のフィールドを存分に活用することで、屋久島ならではのエコツーリズムを実施し、新規利用者の確保とともにリピーターを増やしていくことが重要です。

【v. 協力金制度の充実】

島内では受益者負担による環境保全活動資金として、山岳部環境保全協力金納入の啓発が行われています。本制度は平成 29 年度に導入されたものであり、今後さらなる制度充実のため検討を行っていきます。

【vi. 地域としてのエコツーリズムの普及】

屋久島のエコツアーは、基本的に山岳部・海・川等の限られた地域で行われており、一部で里めぐりツアーの取り組みが始まっているものの、地域住民や地域産業との関わりが薄いのが現状です。一次産業や地場産業は、屋久島の自然の恵みを生かして続けてきた産業であり、そこには地域振興のきっかけだけでなく、エコツアーにおける「自然と人との共生」を学ぶ手がかりが豊富にあります。農業水産業などの地場産業の振興のためにも、観光業と連携した「地域としての6次産業」を目指すあり方を構築する必要があります。

【vii. 地域での環境教育の推進】

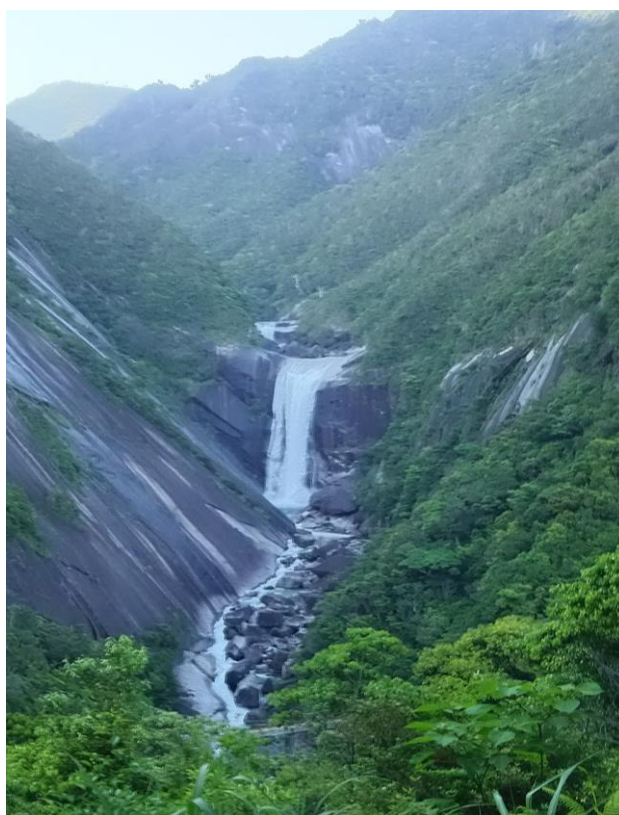
屋久島において、自然と地域の文化を守り継ぐためには、環境教育が重要な役割を果たします。しかし、島内では、集落で行われる岳参りなどの例があるものの、自然との関わりの中で生まれた思想や伝統行事などの環境文化の継承が不十分である他、自然の中で行動する上での知識や経験が少ないためか、マナー違反や自然そのもの又は自然の中での体調管理を軽視した行動が見受けられます。

そして、次代を担う地元の子どもたちに対する単発の環境教育の機会は多く存在しているものの、体系立てて屋久島の自然との関わりや、自然そのものの価値について理解を深めていく取り組みはいまだ不十分です。そのため、これまで自然環境教育に取り組んできた島内グループや専門的なエコツアーガイド、屋久島で活動する研究者などの地域人材を活用し、地元の子どもたちに対して世界遺産の島にふさわしい環境教育を与える機会を作り、自然から学ぶ環境学習を推進していく必要があります。

【viii. 様々な方面への情報の発信と共有の充実】

屋久島の傑出した自然環境が、メディア等によって取り上げられることが多いにもかかわらず、利用ルールやマナー等をはじめとした屋久島のエコツーリズムの正確な情報発信・共有が不足しています。

さらに、平成 21 年（2009 年）に発行された外国人向けの日本に関する旅行ガイド「ミシュラン・グリーンガイド・ジャポン」に三ツ星観光地として掲載されたことなどを受けて、外国人旅行者も増加していますが、外国人向けの情報発信は更に不十分で、公共 Wi-Fi 整備や注意喚起看板の多言語化などの受入体制の整備が必要です。



第3章 エコツーリズム推進の基本方針と推進する地域

(1) エコツーリズム推進の基本方針

自然や文化などの地域資源を保全し、適正に利用する

島の自然や文化などの地域資源は、屋久島町のかげがえのない価値を生み出す基盤であり、屋久島町ならではのエコツーリズムを成立させるものです。屋久島町の価値を維持・向上させ、エコツーリズムを永続的に発展させるために、自然環境の保全を目的とする関係法令・規則と相まって、地域資源の適切な保全・管理と持続的利用の両立を図ります。

自然や文化などを通して、「自然と人との共生」を伝える

屋久島では貴重なスギの原生林が全国にも例がない規模で残されていることをはじめ、豊かで多様性に満ちた生態系がみられます。これらは、島の人と自然との共生が育み維持してきた貴重な環境です。エコツアーや環境学習などを通して、島民・来島者を含むすべての人に、これらの地域資源への関心を持ってもらうとともに、自らの生活の中で環境に配慮する意識を高めてもらえるよう、島の人を中心となって「自然と人との共生」をより多くの人に伝えていきます。



町民への普及と意識向上を図り、エコツーリズムと地域の結びつきを強化する

屋久島町の観光産業は、農林水産物を生産する一次産業や、木工品等を生産する地場の製造業等と密接に関わっています。エコツーリズムについても、これら地域産業との共存・結びつきを重視して、屋久島町全体の産業振興につなげる必要があります。

また、自然地域だけではなく、観光客を迎える側としての町民のおもてなしや、里を舞台としたエコツーリズムの仕組みづくりなどを通じ、たくさんの町民が主役として参加するエコツーリズムの推進とその普及を目指します。

自然・文化の持続可能な利用を目指し、それらの資源を次世代へとつなぐ

屋久島町におけるエコツーリズムは一過性のものではなく、地域資源の適正な保全と持続的な利用をもとに、永続的に将来へとつなげていく必要があります。

そのためには、屋久島町の子どもたちを対象に、地域資源を活用した環境学習を展開する必要があります。未来を担う子どもたちが自然との適切な関わり方と地域の文化を身につけ、自分たちの地域に誇りと希望を持つことを目指します。

また、地域資源の価値を損なわずに後世に引き継いでいくために、SDGs の考え方も取り入れ、住民、事業者、観光客、研究者、行政機関など、屋久島・口永良部島に関わるすべての人から理解と協力が得られるエコツーリズムの推進に努めます。



屋久島のさまざまな自然観光資源

(2) エコツーリズム推進のための取り組み

先述したエコツーリズム推進の目的を達成するために、推進の基本方針にしたがって進めていく取り組みは以下のとおりです。

i) 屋久島・口永良部島ルール構築

エコツーリズムを実施・推進する際の心得・ルールとして、来島者を迎える屋久島町民が持つべき心得、利用者等が守る共通ルール、特定の地域において守るべきルール、法的な行為規制等を「屋久島・口永良部島ルール」として体系的に整理し、様々な主体が様々な立場からエコツーリズム推進に適切な方法で参加できるように努めます。

ii) ガイドツアーの推進（ガイドダンス及びプログラム）

屋久島ならではの自然体験を提供し、屋久島の環境文化を学ぶガイドツアーの推進のために、その担い手の活動を支援し、その効果を地域全体に波及する仕組みを検討します。

iii) 屋久島ガイド登録・認定制度の充実

利用者に安心安全な自然体験を提供し、屋久島の自然や文化の保全と適正な利用を推進するために、屋久島ガイド登録・認定制度を充実させるとともに、屋久島公認ガイドの利用を促進していくことで、ガイド職の社会的地位の確立、ガイド事業者全体の質の向上を図ります。

iv) 自然観光資源のモニタリング及び評価

研究者や団体と密な連携を図り、既存の調査・研究の情報収集に努めるとともに、利用状況を踏まえ自然観光資源の状態やその変化についてモニタリング及び評価を行います。それに基づいて、利用ルールの見直しや利用状況改善のためのエコツーリズムの効果的な推進について検討します。

v) 自然観光資源の保護及び育成

白谷雲水峡や縄文杉などの特定地域への利用の集中を回避し、自然観光資源の価値を損なわないよう保護を徹底するとともに、利用者の満足度も向上するような島全体の資源を活用した魅力を創出し、持続可能な利用の実現を図ります。

vi) エコツーリズムにもとづく利用負担の仕組みづくり

山岳部の自然環境を守るため「世界自然遺産屋久島山岳部環境保全協力金」をはじめとした各種協力金制度に理解が得られるよう、普及啓発を行うとともに、管理体制の改善や納付の利便性の向上を図ります。

vii) エコツーリズムを活用した地域づくり

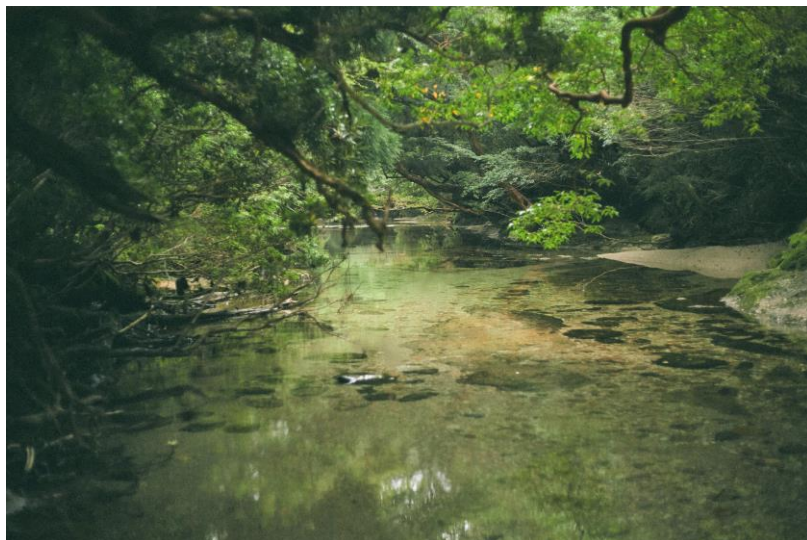
平成 28 年（2016 年）に屋久島町が策定した屋久島町観光基本計画の基本理念では「エコツーリズムによる世界自然遺産屋久島の価値創造と観光立町」を掲げています。エコツーリズム業界の発展はもとより、エコツーリズムの推進に欠かせない「食」の連携強化や集落の主体的な取り組み促進、関係者のネットワークづくり、里に人の流れができるきっかけづくりなど、多様な産業が横断的に連携し、町民全員参加の地域づくりに資するエコツーリズムを進めます。

viii) エコツーリズム推進の基本方針にもとづく体系だった環境教育の推進

島全体を環境教育のフィールドとして、生態系やそこで培われた島の文化に基づく環境教育をエコツーリズムのコンテンツとするとともに、島民自ら、特に子どもたちがその価値を見直し理解を深めるよう努めます。

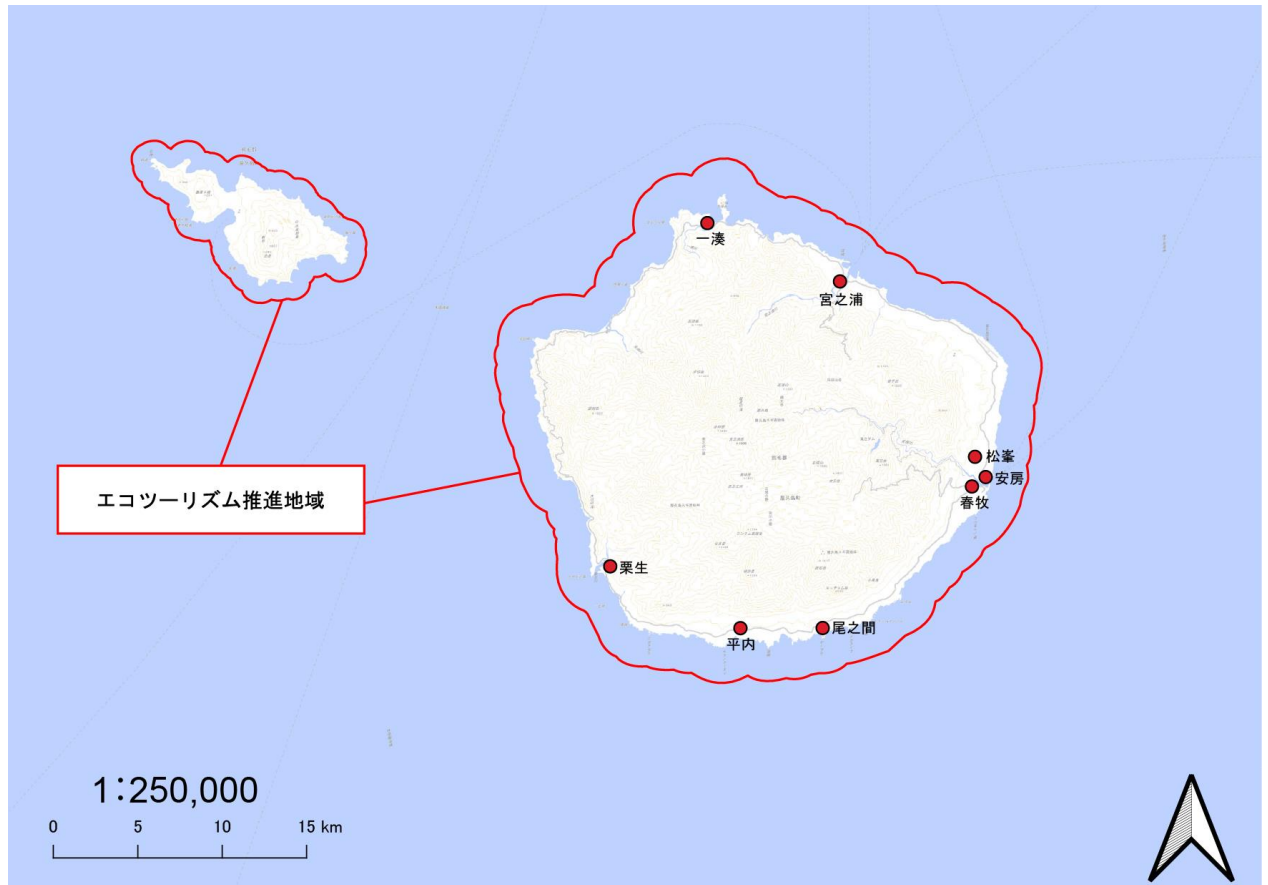
ix) 屋久島のエコツーリズムに関する情報の積極的な発信と共有

エコツーリズム推進にかかわる人は多岐にわたっており、広く情報を共有し協力体制を構築する必要があります。その上で島内外、国内外などの対象ごとに、発信する情報を充実させ、効果的に周知・普及を図ります。



(3) エコツーリズムを推進する地域の範囲

屋久島町は、その自然の傑出性とともに、自然と共に歴史を重ねてきた人々と自然との関係性にも価値を持っていることから、本構想においては、エコツーリズムが推進される地域を特定の場所に限定せず、「屋久島、口永良部島及びその周辺海域（屋久島の地先から2 km、口永良部島の地先から1 kmの海域）」として広く設定することとします。



第4章 エコツーリズムの対象となる自然観光資源

(1) 自然観光資源の考え方

エコツーリズム推進法における自然観光資源の定義に基づき、屋久島町における自然観光資源の考え方は以下のとおりとします。

＜屋久島町における自然観光資源の考え方＞

- エコツーリズムで活用されている資源（活用が期待される資源も含む）
- エコツーリズムによる活用・保全を前提に、地域で意識して守っていくべき資源
- 上記の定義に該当しない観光資源でも、エコツーリズムに関連の深い資源は「その他の観光資源」として抽出
- 自然観光資源の利用にあたっては、屋久島・口永良部島ルールに配慮すること。

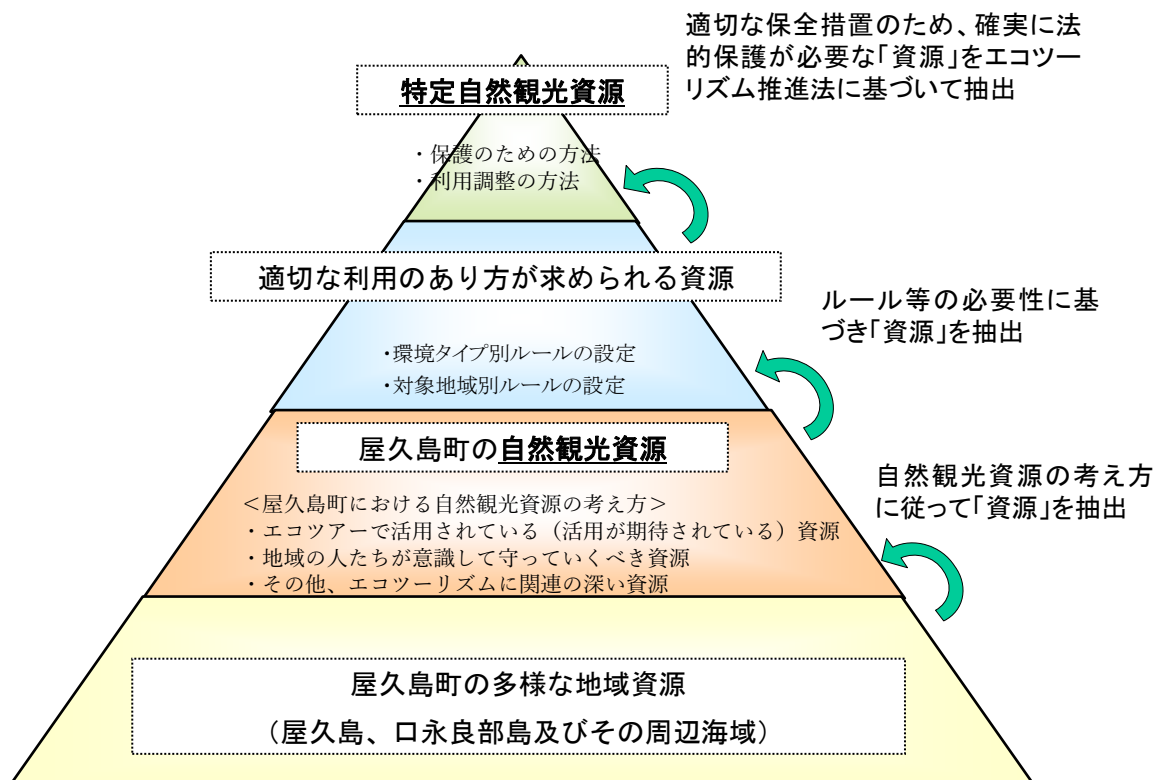
■法条文より抜粋

エコツーリズム推進法 第2条

「自然観光資源」とは次に掲げるものをいう。

- 一 動植物の生息地又は生育地その他の自然環境に係る観光資源
- 二 自然環境と密接な関連を有する風俗習慣その他の伝統的な生活文化に係る観光資源

■屋久島町における自然観光資源の考え方



※注：上の階層ほど、より重要な資源というわけではない。

（２）自然観光資源の区分と対象

自然観光資源の考え方に基づき、対象を大きく４区分に整理することとしました。①～④の区分ごとに各資源の名称、所在地、特性、利用の概況及び利用に当たって配慮すべき事項などを取りまとめ、次ページ以降の表に示します。

区分	資源の対象
①動植物及びその生息地・生育地	動植物、森林、海岸・砂浜 等
②自然景観	奥岳、前岳、湿原、滝、川、地形 等
③自然と密接な関連を有する風俗慣習	自然と密接な関連を有する島民の風俗慣習 等
④その他の観光資源	施設、神社、温泉、湧水、遺跡 等



奥岳のシャクナゲ



永田集落 トビウオ招き



大川の滝



岳参り

■屋久島地域における自然観光資源一覧

①動植物及びその生息地・生育地

資源の名称	所在地	特性	利用の概況	法指定等(指定年)										その他
				世界自然遺産登録地域（1993）	ラムサール条約登録湿地（2005）	森林法（保健保安林）	原生自然環境保全地域（1975）	森林生態系保護地域（1992）	国立公園区域（1964）	県指定鳥獣保護区	特別天然記念物（1954）	国・県・町指定天然記念物		
縄文杉	屋久島山岳部	標高1,300m、樹高25.3m、胸高周囲16.4m、推定樹齢2,600～7,200年。現在確認されている中で最大の屋久杉。	年間3万人以上が訪れ、片道4～5時間で縄文杉に至る、荒川登山口から入山するコースが一般的であり、全体の利用者の9割以上を占める。	○		○		○	○	○（1983）				・生物圏保存地域 ・森の巨人たち百選
紀元杉	屋久島山岳部	標高1,230m、樹高19.5m、胸高周囲8.1m、推定樹齢3,000年。ヤクスギランド周辺にある巨木。シャクナゲやツツジ、ナナカマド、ヤマグルマ、ヒノキなど十種以上の植物が着生。	淀川登山口までの町道脇に位置し、最も手軽に見られるヤクスギとしては最大、最長寿であるため、多くの人が訪れる。			○		○	○					・生物圏保存地域 ・森の巨人たち百選
ウィルソン株	屋久島山岳部	標高1,030m、胸高周囲13.8m、推定樹齢3,000年。屋久島最大の切り株で、約400年前に豊臣秀吉に献上する際に伐採されたといわれる。アメリカの植物学者によって世界的に報じられた。切株の中には10畳ほどの空洞で泉が湧いている。	大株歩道の途中に位置するため、縄文杉登山者は必ず立ち寄る人気スポットである。株の中は空洞となっており、見る角度次第で、頭上の穴がハート型に見られることから、特定の時期・時間帯には行列ができることも多い。				○		○	○（1983）				・生物圏保存地域
縄文杉へと至る大株歩道周辺の自然植生	屋久島山岳部	屋久島の山地の中腹に位置し、樹齢千年以上のヤクスギをはじめとして、ヒメシャラやハイノキなどが優先する林が広がる。また、林床の岩や倒木上には苔がむし、荘厳な雰囲気を呈する。	年間3万人以上が利用する登山道。定期的に利用者が多く、登山道外への踏み込みや休憩利用等により、植生荒廃が懸念されている。また、特定の時期・時間帯においては、混雑が著しい場所もみられ、荘厳な雰囲気の消失、登山道でのすれ違いの困難さ等の利用環境の悪化が問題となっている。	○		○	○	○	○（1983）	○				・生物圏保存地域
白谷雲水峡	屋久島白谷地区	照葉樹林（常緑広葉樹林）からヤクスギ林に至る原生的な森林を容易に観賞できる最適の風致探勝林として屋久島自然休養林（白谷地区）に指定。水量豊かな渓流沿いに展開する苔むした原生林の中に遊歩道が整備されている。	屋久島の山岳地帯の景色を一望することのできる所用時間5時間程度の太鼓岩往復コース、所要時間3時間程度の奉行杉コース、30分程度の散策が出来る弥生杉コースなど、様々なコースが設定されている。観光バスツアーやガイドツアーなど、多くの利用形態が見られる。			○		○	○（1984）					・自然休養林 ・森の巨人たち百選（弥生杉）
ヤクスギランド	屋久島荒川地区	樹齢数千年のヤクスギを含む屋久島の原生的な森林を容易に観賞できる地域として屋久島自然休養林（荒川地区）に指定。30～210分までの5つの探索歩道があり、樹齢1800年の仏陀杉などの大木や藩政時代の切り株、試し切り跡等と清流を見ながら森林浴を楽しむ。	木道が整備され、容易に利用できる30分コースから、天文の森に至る210分コースまで、多様な利用形態が見られる。観光バスツアーによる散策利用やガイドツアーでの利用が多い。			○		○	○（2003）					・自然休養林 ・生物圏保存地域
西部地域	屋久島西部	西部林道周辺は西部地域と呼ばれ、かつては半山、川原、瀬切などの地区に少数の人家があり、炭焼きやシカ猟等が行われていた。600haにも及ぶ原生的な照葉樹林は日本最大級ともされ、世界遺産登録の要因となった植生の垂直分布や、ヤクタネゴヨウの自生地としても重要な地域である。	この地域はヤクシマザル、ヤクシカが島内でも最も高密度に生息することから、研究者によって長年研究フィールドとして利用されてきた。県道下の半山、川原地域については、現在は多い時で1日2～3組のガイドツアーによる利用がなされているが、野生動物が間近に観察できるほか、巨大なガジュマルも生育していることから、今後の観光客の増加が見込まれる場所である。	○				○	○（1984）					・生物圏保存地域
志戸子ガジュマル	志戸子ガジュマル園内	志戸子地区の防風林・防潮林として残された亜熱帯の森であり、ガジュマル分布の最北限といわれる。樹齢300年以上といわれる巨大ガジュマルをはじめ、モクダチバナ、大きなクワズイモ、その他の亜熱帯の植物が多く見られる。	園内は遊歩道が整備され、10～15分ほどで一周できる。観光バスツアーをはじめとした観光旅行客の散策利用が多い。											

資源の名称	所在地	特性	利用の概況	法指定等(指定年)										その他
				世界自然遺産登録地域(1993)	ラムサール条約登録湿地(2005)	森林法(保健保安林)	原生自然環境保全地域(1975)	森林生態系保護地域(1992)	国立公園区域(1964)	県指定鳥獣保護区	特別天然記念物(1954)	国・県・町指定天然記念物		
中間ガジュマル	屋久島中間地区	中間川の下流沿いに生育するガジュマル群。樹齢300年といわれる屋久島最大のガジュマルが気根を垂れ、小径をアーチ型にまたいでいる。	近年はこのガジュマルも観光コースに組み込まれるようになり、訪れる観光客も増えている。人家のすぐ近くであるため、車の通行等配慮が必要である。										○ (1970)	
猿川のガジュマル	屋久島樋之口地区	県道から約500m山寄りに入った照葉樹林の中で網の目状に垂れた無数の長い気根が壮観。樹冠の広がり、は、約100㎡にわたっている。	県外から訪れる人にはいまだ知名度が低く、一部の人のみを知るスポットである。											
ヤクシマザル	屋久島山岳部及び西部地域	ホンドザルの亜種。島内のほぼ全域に生息し、海岸部から標高800m付近の照葉樹林帯を中心に移動している。京都大学のグループが20年程前から継続的に調査を続けている。	人里と森が近い地域では、果樹園をはじめ農作物にも被害を与えている。本来の生態を守るため、また農業被害を防ぐために、餌を与えないほか、適正な距離を保って観察することが重要である。											・固有亜種
ヤクシカ	屋久島山岳部及び西部地域	ニホンジカの亜種。人里近くの照葉樹林から標高1,200m付近のスギ樹林帯にかけて分布。夏になると奥岳周辺にも姿を現す。	近年は里周辺でも見られるようになり、農作物被害や貴重な植物の食害等が増加している。本来の生態を守るため、また農業被害を防ぐために、餌を与えないほか、適正な距離を保って観察することが重要である。											
ウミガメ	屋久島の海浜 (永田浜(いなか浜、前浜、四ツ瀬浜)、一湊海水浴場、栗生浜、中間浜、大川海岸など)	屋久島に上陸し産卵するのはアカウミガメとアオウミガメの2種。アカウミガメが圧倒的に多く、4月下旬～8月上旬に産卵した後、7月上旬～9月下旬に子ガメが孵化する。屋久島では永田浜への上陸が最も多い。	永田浜におけるウミガメの保護には、地元団体による夜間の利用者指導や監視活動に加え、継続したモニタリング調査が行われています。観察利用にあたっては、ウミガメには触らない、カメラ撮影をしない、光は極力使用しないなどの配慮が必要である。											・絶滅危惧種 ・国立公園指定動物
エラブオオコウモリ	口永良部島	口永良部島、トカラ列島のみで見られ、海拔300m以下の山地から低地で、暖温帯性の被食植物が混生する集落周辺や二次林に生息する。主食は果実や花粉、花の蜜であるが、昆虫も食べる。口永良部島での生息数は100頭前後。本村・前田地区の被食樹などには、夜間飛来する姿がよく見られるが、ねぐらである集落周辺のアコウガジュマル群落は、集落の衰退に伴い減少傾向である。	個体数も少ないため、現在のところ観察利用が頻繁になされている訳ではない。今後の観察利用にあたっては、コウモリの生態に影響を及ぼさないように配慮するほか、特に夜間に観察する場合は、島民生活に配慮する必要がある。										○ (1975)	・絶滅危惧種
永田浜	屋久島永田地区	北太平洋最大のアカウミガメの産卵地であり、その保護において非常に重要な地域としてラムサール条約湿地に登録されている。	ウミガメ観察や海水浴、景観探勝のために多くの利用者が訪れる。また、永田浜では浜への立入り増加によるウミガメへの悪影響を防ぐため地域関係者等による「永田浜ウミガメ観察ルール」が策定され、ウミガメ及び永田浜の環境の保全が図られている。		○					○				・日本の重要湿地500
一湊・元浦	屋久島一湊地区	オオハナガタサンゴやウスサザナミサンゴなどの様々なサンゴ群落が見られるほか、環境も多様であり、魚類も豊富である。浜にはシーズンになるとウミガメも産卵のために上陸する。	湾になっているため潮流や波浪の影響も少なく、屋久島随一のダイビングスポットであり、年間1万人ほどの利用がみられる。利用にあたっては、ダイビング事業者により決められた自主ルールを遵守する必要がある。											
春田浜	屋久島春牧地区	春田浜タイドプールがあり、熱帯魚観察ができる。屋久島最大の陸起サンゴ礁海岸も広がる。また、海岸線から150mほどの間には大規模草原が広がり、島の多様な海岸植生が帯状に分布している。	サンゴが生息する海岸部ではのべ100種類以上の魚などが見られ、その繁殖や採食、幼魚の生活の場として機能している。タイドプールがあるため、安全かつ簡単に魚類を観察できることから、家族連れなどの地域住民や観光客によるシュノーケリング利用が多い。											
栗生浜と塚崎海岸	屋久島栗生地区	塚崎海岸には、ハマユウとテッポウユリの大群落もみられ、海中にはサンゴ群集が広がり、多くの海辺の生物が生息している。また、栗生川河口に広がる浜では、シーズンにウミガメも産卵にやってくる。	タイドプールがあるため、安全かつ簡単に魚類を観察できることから、家族連れなどの地域住民や観光客によるシュノーケリング利用が多い。その他には、リバーカヤックやシーカヤックの発着点として利用されることもある。							○				・日本の重要湿地500
美浦	口永良部島	口永良部島で最もサンゴ群集が発達している場所の一つ。	湾になって波が穏やかなことから、シュノーケリング利用がなされている。							○	○ (1989)			

②自然景観

資源の名称	所在地	特性	利用の概況	法指定等(指定年)										その他
				世界自然遺産登録地域(1993)	ラムサール条約登録湿地(2005)	森林法(保健保安林)	原生自然環境保全地域(1975)	森林生態系保護地域(1992)	国立公園区域(1964)	県指定鳥獣保護区	特別天然記念物(1954)	国・県・町指定天然記念物		
奥岳地域	屋久島山岳部	屋久島の中心部にそびえる山々を「奥岳」といい、宮之浦岳(1,936m)を最高峰とし、永田岳、栗生岳、翁岳、黒味岳など花崗岩の奇岩をいたく1,800m以上の高峰を有する。また、主要な峰々は山岳信仰の対象となっている。	奥岳は神の宿る聖なる山として、古くから島民に畏れ敬われてきた。主な登山道として、「縄文杉宮之浦岳線(一泊二日)」があり、屋久島の山岳景観と原生的なスギの自然林を堪能できる。宮之浦岳の日帰り利用、縦走の主な起点である淀川登山口の入山者は、ここ数年は1万人程度で推移している。	○				○	○	○ (2003一部)	○			・生物圏保存地域
太忠岳	屋久島山岳部	天に突き刺さるような花崗岩の巨柱『天柱石』を山頂に有し、屋久島の森と、遠くには安房の集落を望むことができる。	ヤクスギランド内のコースから登山道がのびており、約2～3時間で山頂に到達できる。里部から眺める山としては、最も利用者の多い山の1つで、年間1000人程度の利用者が訪れる。	○				○	○	○ (1983)	○			・生物圏保存地域
モッチョム岳	屋久島山岳部	高さは944mで、そそり立つ花崗岩の岩壁が特徴的な山。山頂の岩場からは尾之間集落、原集落を間近に望むことが出来る。頂上には岳参りの石の祠がある。	千尋滝の展望台付近に登山口があり、万代杉、モッチョム太郎の巨杉が山腹で見られ、年間1000人程度の利用者が訪れる。	○				○	○		○			・生物圏保存地域
愛子岳	屋久島山岳部	遠くからも目立つ三角錐の山頂が特徴的な山で、登山道沿線は自然植生が良好に保たれ、標高別の植生変化を観察することができる。	岳参りの山で、古くから山岳信仰の山として崇められている。小瀬田集落に登山口があり、山頂からは屋久島的主稜が一望できる屋久島きっての展望台となっている。年間500人程度の利用者が訪れる。	○				○	○		○			・生物圏保存地域
古岳	口永良部島	標高648mの火山。古岳火口内の噴気孔には、かつて硫黄を採掘した痕跡と探掘のための石垣が残されている。かつて探掘した硫黄を牛馬に乗せて運んだ旧道跡も残る。南麓部からは、眼下に照葉樹林や平床、メカ崎方面などを望むことができる。	利用は多くないが、森林限界を抜けるとガレ場が続く、道が不明瞭であることから注意が必要がある。また、利用にあたっては、気象庁が設定する噴火警戒レベルや、屋久島町が設定する立入規制情報を事前に調べる必要がある。						○	○				
花之江河、小花之江河	屋久島山岳部	屋久島のほぼ中央部、標高約1,600mに位置する日本最南端の高層湿原。ミズグケが一面に生育し、周辺には高山植物群や屋久杉の白骨樹が立ち並び、美しい景観を見せる。	宮之浦岳等に登る人が必ず通る場所であり、ハリイなどの湿原植物以外の植物の侵入が懸念されている。また、花之江河は複数の登山道の分岐点であり、誤った方向に進まないように注意が必要がある。	○				○	○	○ (1984)	○			・日本の重要湿地500
大川の滝	屋久島栗生地区	日本の滝百選に選ばれている落差88mの屋久島最大の滝。雨天時には大瀑布となる。	数ある屋久島の滝の中でも、比較的アクセスが容易で、スケールの大きな滝であり、訪れる観光客が多い。						○					・日本の滝百選
千尋の滝	屋久島原地区	落差60m。巨大な一枚岩から流れ落ちる自然が造り上げた壮大な滝。	駐車場から一分ほどの展望台から眺めることができ、訪れる観光客も多い。						○					
トローキの滝	屋久島原地区	落差は6m。海に直接落ちる滝は全国でも2箇所しかない。	鯛之川麦生側から15分程度下った所に展望台があり、正面から滝を眺めることができ、観光客も比較的多い。											
横川(河)溪谷	屋久島永田地区	永田の集落から永田川を1km遡ると大きな花崗岩でできた淵や岩盤の川床や淀みがあり、この一帯を横川溪谷と呼ぶ。	比較的容易にアクセスでき、青く透き通る溪谷が広がっていることから人気のポイントであり、夏場には地域住民のほか、観光客による遊泳利用も多い。											

資源の名称	所在地	特性	利用の概況	法指定等(指定年)									その他
				世界自然遺産登録地域（1993）	ラムサール条約登録湿地（2005）	森林法（保健保安林）	原生自然環境保全地域（1975）	森林生態系保護地域（1992）	国立公園区域（1964）	県指定鳥獣保護区	特別天然記念物（1954）	国・県・町指定天然記念物	
宮之浦川	屋久島 宮之浦地区	宮之浦岳を源流とし、島の川とは思えぬ水量を誇り、屋久島の玄関宮之浦から北の海に注いでいる。河口域は穏やかで広々としており、川岸にはボードウォークがあるなど暮しと接する憩いの川として親しまれている。	河口付近から出発し、深い緑に包まれた穏やかな川をのんびりと進みリバーカヌー等の利用が多い。また、総合自然公園付近では、地域住民による遊泳利用もなされている。						○ (一部)				・日本の重要湿地500
安房川	屋久島 安房地区	宮之浦岳に端を発し、全長20km足らずで1,900mの標高差を駆け下り、太平洋に注ぎ込む。ダムより下の下流部の両岸には照葉樹林が広がる峡谷となっている。	屋久島でカヌー、カヤックの利用が最も盛んな川である。照葉樹林の広がる峡谷をのんびりと進むことができ、沢登りと組み合わせた利用もみられる。					○ (一部)	○ (一部)				
栗生川	屋久島 栗生地区	南の海にそぐ栗生川の岸にはアコウの巨木が立ち並び、漁船が浮かぶ。河口の砂州には、島内で唯一、メヒルギの自生地が見られる。	カヌー、カヤックの利用が盛んであり、沢登りと組み合わせた利用もみられる。						○ (一部)			○ メヒルギ (1970)	・日本の重要湿地500 ・町の文化財 (メヒルギ)
田代海岸	屋久島 永久保地区	枕を積み重ねたような形をした枕状溶岩がみられ、これは、はるか南方の海中噴火によって噴出した溶岩が、プレート移動によって海溝の方へ運ばれ、たまっていった砂や泥とともに熊毛層群に付け加わったものである。	海岸では、磯遊びや海水浴、釣りなどの利用がみられる。						○			○ (1973)	・町の文化財 (枕状溶岩)
寝待立神	口永良部島	東シナ海と海底からいきなり突出した特徴的な巨岩で、口永良部島を代表する景勝地の一つ。立神周辺の海中にはサンゴ群落も広がっている。	近くには干潮時のみ現れる海中の湧出温泉が確認されており、露天風呂につかりながら巨岩を觀賞することができる。利用者は少ないが、シュノーケリングや遊泳利用がみられる。						○	○			

③自然と密接な関連を有する風俗慣習

資源の名称	所在地	概説
岳参り	屋久島各集落	島では、古くから岳参りと呼ばれる参詣登山が行われてきた。島中央の奥岳に宿る島の守護神、一品宝珠大権現に、豊漁豊作、家内安全などを祈る伝統ある山岳信仰。かつては集落の人々が大量参加して行われたが、現在では簡略化されて前岳にだけ登って奥岳には参拝しない集落もできた。
山の神祭り	屋久島各集落	山の神に感謝し、この日は山・海・川に入らないしきたり。
トビウオ招き	屋久島 永田地区	5月上旬か中旬頃、永田の前浜でおこなわれ、婦人たちは歌を歌いながら、彩り豊かな飾りをつけた笹岳を沖に向かって振り、トビウオの豊漁を祈願する。女性の呪力とエビス神の力に期待し、伝統行事として永田集落で行われていたが、現在は地区のトビウオ漁は途絶え、行事としては見られなくなった。
鬼火たき	屋久島各集落	正月7日、多くの集落では、門松、しめ縄を鬼の絵と一緒に焼き、家内安全、無病息災を祈る。ドンドヤキとも呼ばれ、広く九州本土にも見られる行事で、北からの文化の流れを教えてくれる。各集落により多少の違いがある。
十五夜綱引き	屋久島各集落	仲秋の名月に豊漁豊作や家内安全を祈る伝統行事。多くの集落で行われる。この行事はアジアの中でも古い流れをくむものであるが、いろいろな儀礼が加わり発展して豊かな綱引文化となっている。満月が水平線から顔を出すの待つ、悠長な歌とともに綱引きが始められ、集落が2つに分かれて力を競う。

④その他の観光資源

資源の名称	所在地	概説
屋久島環境文化村センター	屋久島 宮之浦地区	屋久島の自然と人々の関わりを理解し、「人と自然の共生のあり方」を考えるフィールドミュージアム。
屋久島町歴史民俗資料館	屋久島 宮之浦地区	屋久杉とともに暮らしてきた人々の生活史を中心に、屋久島の縄文時代から現代までの歴史、農林水産業と人々のくらしの変遷を展示。実物標本を豊富に収集。
屋久島世界遺産センター	屋久島 安房地区	屋久島が世界遺産に登録されたことを機に環境省によって設立された施設。世界自然遺産や屋久島の自然の紹介、登山情報などを提供。
屋久島環境文化研修センター	屋久島 安房地区	屋久島の自然・歴史・文化などについて、セミナー、観察会、研修会などを行っている。
屋久杉自然館	屋久島 安房地区	世界的にも極めて貴重な資源である屋久杉とそれを取りまく自然環境、歴史性、島民との関わりなど、屋久杉のすべてを語る町立の博物館。
屋久島森林生態系保全センター	屋久島 宮之浦地区	資料・図書及び展示室として、屋久島の森林・林業に関するパネルや植物等の写真を紹介している。
小杉谷	屋久島山岳部	屋久杉伐採の前進基地として栄えた、安房川上流の人里離れた奥山の集落跡一帯。
白川山	屋久島 一湊地区	一時は廃村になったが、コミュニン活動などで知られる詩人 山尾三省らが移住した後、今は数十人が暮らす森に包まれた集落。山尾三省が書斎として使っていた愚角庵（ぐかくあん）が、山尾三省記念館として残っているなど、文化的足跡が多く残る。
西部林道	屋久島西部	永田灯台から大川の滝までの区間が通称「西部林道」と呼ばれ、屋久島の西部、国割岳の西と南斜面に位置し、1967年に開設された。この県道にはあちこちで照葉樹の樹冠に覆われた緑のトンネルが見られる。ヤクシマザル、ヤクシカと出会うことも多い。
永田灯台（屋久島灯台）	屋久島西部	屋久島の西側、永田岬にある。明治30年に設立されて以来、海上の安全を守り続けている無人灯台。
益救神社	屋久島 宮之浦地区	平安時代の『延喜式』に記されている由緒ある神社。宮之浦岳の奥宮に対する里宮で、屋久島を司る神、彦火火出見命が祀られている。
尾之間温泉	屋久島 尾之間地区	350年前に発見されたと言われていた硫黄泉質の温泉。建物は杉で建てられており、浴槽は岩風呂になっている。地元の人々や尾之間歩道を下ってきた登山客に利用されている。
平内海中温泉	屋久島 平内地区	磯辺に自然に湧き出た温泉。海岸に面し、干潮前後約2時間のみ入れる大変珍しい天然の露天温泉。入浴心得が決められている。
湯泊温泉	屋久島 湯泊地区	海岸に面した露天風呂。波音を聞きながら夕日・月見・星見風呂などが楽しめる。
湯向温泉	口永良部島	湯向集落内にあり、昭和60年頃まではカヤ葺き屋根の風情ある温泉であったが、人口減少によりカヤ葺き屋根の管理が難しくなり現在の施設に立替えられた。
寝待温泉	口永良部島	この温泉にまつわる昔話も多数あり、温泉からは「寝待立神」がみられ、晴れた日には硫黄島を望むことができる。
西之湯温泉	口永良部島	美浦海岸の入江に建てられており、海の干満により温泉の湧出量に変化があり、大潮で満潮を過ぎた頃に入浴を楽しむことができる。
大川湧水	屋久島 栗生地区	名所、大川の滝の南にあり、樹林に囲まれた森の中。岩間より間断なく湧き出る屋久島宮之浦岳流水（名水百選）のひとつである。古くから、島民の間で、飲めば健康に良いと伝えられてきた。昭和初期には、木根で染料を採るための場所でもあり、そこに働く人々の生活用水としても利用されていた。

屋久島町エコツーリズム推進全体構想 自然観光資源位置図

第5章 屋久島・口永良部島ルール

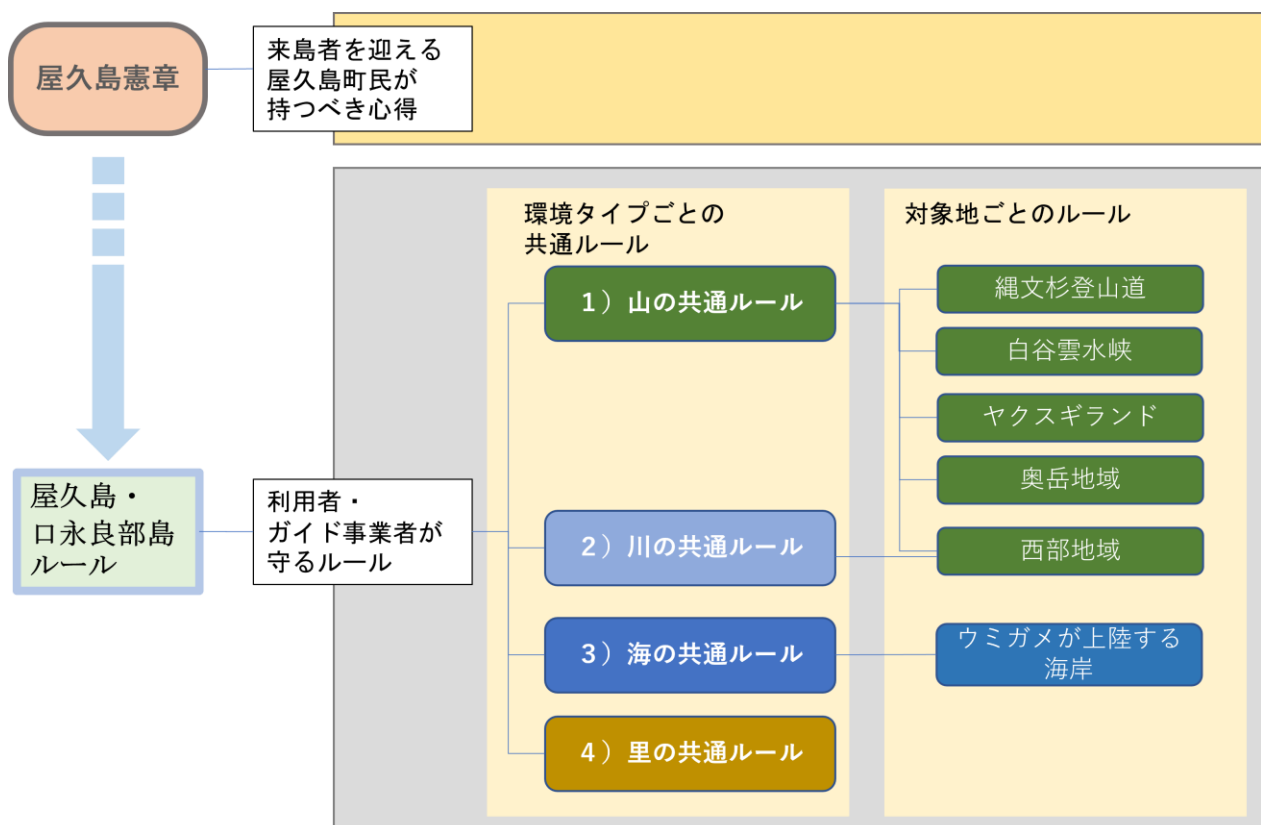
(1) 屋久島・口永良部島ルールについて

屋久島町エコツーリズム全体構想の基本方針を実現するとともに、自然環境への影響の軽減とその保全、快適な利用環境の創出、利用者の安全の確保、町民の生活に配慮したエコツアーの実施のために必要なルールを「屋久島・口永良部島ルール」とし、「第4章 エコツーリズムの対象となる自然観光資源」に掲げた自然観光資源の保護を図ります。そして、このルールが円滑に運用できるよう、行政機関はもちろん屋久島に関わるすべての人々が協力していきます。

また、「屋久島憲章」は世界自然遺産に登録される際、屋久島の地域づくりの原則として定めた、屋久島町民にとっての理想・目標です。これは、屋久島におけるエコツーリズムの理念そのものであり、町民が「屋久島憲章」を規範とすることが、エコツーリズムの推進につながります。よって、本構想においては、「屋久島・口永良部島ルール」を支える重要な考え方・基本理念として「屋久島憲章」を位置づけます。

屋久島・口永良部島ルールの4原則

- 自然環境への影響の軽減と保全
- 快適な利用環境の創出
- 安全の確保
- 町民の生活への配慮



〈屋久島憲章〉

前文

地球と人類の宝物である屋久島。

この島は、周囲 132 km、面積 503 km² の日本で 5 番目に大きい島である。

屋久杉を象徴とする森厳な大自然に抱かれ、神々に頭をたれ、流れに身を淨め大海の恵みに日々を委ねて人々が生きた島。

この島は、はるかな昔から人々の魂を揺さぶりつづけ、近世森林の保全と活用で人々が苦しみ葛藤した島である。そして今、物質文明の荒波をようように免れた屋久島は、その存在そのものが人間に対する啓示であり、地球的テーマそのものである。

この島に住む私たちは、この屋久島の価値と役割を正しくとらえ、自らの信念と生きざまによって、この島の自然と歴史に立脚した確かな歩を始める。そのため、この島の自然と環境を私たちの基本的資産として、この資産の価値を高めながら、うまく活用して生活の総合的な活動の範囲を拡大し、水準を引き上げていくことを原則としたい。

この原則は、行政機関はもちろん、屋久島に係わる全ての人々が守るべき原則でありたい。

国の自然遺産への登録も、鹿児島県の環境文化村構想も、この原則を尊重し、理想へ向けて、その水準を高く 100 年の計を誤らず推進されることを願うものであり、これを契機として、次のことを目標とし、ここに屋久島憲章を定めます。

1. わたくしたちは、島づくりの指標として、いつでもどこでもおいしい水が飲め、人々が感動を得られるような、水環境の保全と創造につとめ、そのことによって屋久島の価値を問いつづけます。
2. わたくしたちは、自然とのかかわりかたを身につけた子供たちが、夢と希望を抱き世界の子どもたちにとって憧れであるような豊かな地域社会をつくります。
3. わたくしたちは、歴史と伝統を大切にし、自然資源と環境の恵みを生かし、その価値を損なうことのない、永続できる島づくりを進めます。
4. わたくしたちは、自然と人間が共生する豊かで個性的な情報を提供し、全世界の人々と交流を深めます。



（２）利用者・ガイド事業者が守る環境タイプごとの共通ルール

以下に、屋久島や口永良部島の自然や文化などを観光利用する、すべての人が守るべき基本的なルールを、環境タイプ（山・川・海・里）に分けて記述します。

１）山の共通ルール

1. 登山コースの状態やその難易度、自然条件や当日の天候等を事前に把握し、自分の技術や体力に見合った無理のない計画を立て、十分な装備を用意する（日帰りでも雨具、防寒具、ライト、食糧、水、地図等の装備は必ず持参すること）。

<解説>

屋久島には様々な登山ルートがあり、難易度もそれぞれ異なります。日没も夏は 19 時頃ですが、春や秋は 17 時頃です。自分の経験や体力にあったコースを選び、余裕のある計画を組むことが必須です。屋久島山岳部ビジョンにおいて、コース別に紹介していますので、参考にしてください。

また、山の天気は変わりやすいと同時に、屋久島の降雨量は他地域のそれをはるかに上回ります。登山途中で大雨が予想される場合、体調不良となった場合は、勇気をもって登山を中止し、引き返しましょう。

2. 行き先や日程等は、家族や知人等に知らせておき、登山届を提出する（ガイド付きツアー）。※ガイド間で装備内容、行程等の情報が把握されている場合を除く。

<解説>

どんなに万全な準備をした登山計画であっても、どうしても避けられない事故に遭遇する場合があります。屋久島では、屋久島警察署と消防団が中心となった捜索隊が捜索活動を行っているため、長期間にわたって捜索活動ができる体制ではありません。捜索が遅れることで、助かる命も助からない場合があります。自分の命、仲間の命を守るために、登山届を必ず提出してください。インターネットやスマートフォンでの届出方法（コンパス等）もあります。

3. 入山前に、天候に関する警報（大雨、洪水、暴風）が発表されている、または台風の接近が予想される際は入山しない。また、登山中に警報が発表された場合は、安全を最優先に行動する。

<解説>

大雨警報、洪水警報、暴風警報が発表されている時は、鉄砲水や土砂崩れ、枯損木の落下事故などが引き起こされる可能性があります。これらの警報が絶対的な基準とはいえませんが、発表中の入山を控えることで、事故の確率が大幅に減少すると考えられます。当然、注意報が発表されている時にも注意が必要です。

入山にあたっては、鹿児島地方気象台が発表する鹿児島県種子島・屋久島地方の早期注意情報（警報級の可能性）を参考にするとともに、世界自然遺産屋久島山岳部環境保全協力金ホームページで公開されている荒川登山バスの運行状況や屋久島レクリエーションの森保護

管理協議会ホームページで公開されている白谷雲水峡とヤクスギランドの散策制限などを確認してください。

4. 渡渉点が増水している場合は、無理に渡らない。

<解説>

屋久島には河川や沢が多く、登山道を横切っている場所（渡渉点）が数多くあります（代表的な場所としては、白谷雲水峡、尾之間歩道の鯛之川合流点、花之江河歩道のビヤクシン沢、大株歩道の翁杉周辺など）。水流は、見た目以上に水圧があり、増水時の渡渉は非常に危険なことから、前日の雨や突発的な強雨などで渡渉点が増水している時は、渡れそうな場合でも無理に渡らずに引き返してください。

5. 道に迷ったらむやみに動き回らず、自身の安全確保に努める。

<解説>

道迷いの防止のためにも、決められた歩道を利用してください。山で道に迷った場合、屋久島は特に川や沢には大きな滝や深い淵が連なっており、沢に降りてもそのまま里に戻ってこられることは絶対にありません。

万が一、道に迷った場合は、その場を動かず、現在位置を把握すること等、安全確保に努めてください。

6. 積雪通行止めの時は、県道、町道には車を乗り入れない。

<解説>

屋久島では一般的に 12 月中旬から 3 月上旬までは降雪期にあたり、これらの時期には登山口に続く県道や町道が、積雪のために通行止めになる場合があります。

また、屋久島の県道や町道での、チェーン装着による通行は舗装を傷めますので止めてください。

7. 水場の上流や湿原を汚さない、踏み込まない。

<解説>

水場は利用者全員の共有物です。利用者が安全かつ快適に利用できるように、周囲の地形を判断し、水場の上流を汚さないように留意しましょう。また、湿原は希少な植物が生育しており、わずかな踏圧によって不可逆的な影響を受ける脆弱な存在です。絶対に踏み込まないように注意しましょう。

8. 自分のゴミは必ず持ち帰り、ゴミや残飯を投棄しない。

<解説>

吸い殻や残飯などのゴミや残飯の投棄は他の利用者に迷惑や不快感を与えるだけでなく、野生動物のえ付けや水質汚染につながります。

9. サルやシカ等の野生動物に餌を与えない。

<解説>

野生動物が人慣れしたり、餌付いたりすることで農林業被害の増大や生態系のバランスの崩壊、行動の異常化が起こります。野生動物に絶対に餌を与えてはいけません。

10. 登山道の無い森林には不用意に立ち入らない。

<解説>

屋久島の貴重な自然を大切に守り育てるため、登山道の無い森林や決められた歩道以外に立ち入らないでください。また、国有林や県有林の調査や撮影の他反復・継続的に利用する場合は、屋久島森林生態系保全センターもしくは鹿児島県自然保護課へ入林届を提出してください。

11. 無人航空機（ドローン等）の飛行は届出を行う。

<解説>

無人航空機の飛行については、航空法によって高さ等の制限がある他、地権者の承諾が必要となります。また、無秩序な飛行は、自然の中での雰囲気や損なうことから多くの人がいる場所ではご遠慮ください。国有林で飛行させる場合は、屋久島森林生態系保全センターへの届け出が必要です。なお、縄文杉や太鼓岩周辺での飛行は原則禁止となっています。

12. 登山道に飼養動物を連れていかない（盲導犬、介助犬、聴導犬、猟犬を除く）。

<解説>

登山者の中には、特定の動物が近づいた際に恐怖心や不快感を持つ人もいます。屋久島の狭い登山道において、すべての利用者が快適に利用できるように、飼養動物の持ち込みは慎んでください。

また、屋久島にはヤクシカやヤクシマザル等の多くの野生動物が生息しています。飼養動物の持ち込みによる病気の感染等の悪影響も懸念されます。

13. 1グループの人数は8名以内（ガイドを含む）とし、ひとまとまりで行動する。

<解説>

1グループ内の人数が多すぎると、全体の安全管理や行動把握が困難となると同時に、他の利用者に少なからず迷惑をかけることとなります。さらに、すれ違い時や休憩時に融通が利きにくいと、周辺植生への悪影響も考えられます。

14. 避難小屋や休憩所は譲り合って使用する。

<解説>

避難小屋や休憩所のスペースには限りがあります。小屋における人数分以上の場所取りは控え、遅めに小屋に到着した人とも声をかけ合い、譲り合って小屋を使用しましょう。小屋へは遅くとも16時頃までには到着できるように、登山計画を立てるのが理想です。

なお、テント設営は、避難小屋周辺に限ることとし、周辺植生への影響に配慮してください。

15. 荘厳な雰囲気壊さないように、非常時以外での携帯電話の通話は控え、他の利用者に迷惑となるような方法で、楽器、ラジオ及び電子機器等による騒音を発しない。

<解説>

景色や音が一体となった荘厳な雰囲気を壊さないように、携帯電話や楽器、ラジオ及び電子機器等の利用には配慮が必要です。

16. 祠などの神聖な場所の環境を汚さない。

<解説>

奥岳や前岳の多くの山頂部の岩陰等には祠が設置されています。屋久島の山岳自体が信仰の対象となっており、祠などの神聖な場所以外も汚さないように心掛けることが大切です。

17. 屋久島町、鹿児島県、林野庁、環境省の職員、屋久島公認ガイドの指示に従う。

<解説>

山岳部においては、自然環境の保全、利用者の安全管理や施設の管理のために、屋久島に関係する行政機関の職員や屋久島公認ガイドが巡視を行っています。また、屋久島公認ガイドは、屋久島でのガイド経験が2年以上で屋久島学試験に合格し、各フィールドを安全に案内する専門資格（JMGA、JRCA、JSCA、Cカード協議会団体）・救急救命資格（普通救命講習以上）を有しています。安全上又は自然環境の保全・利用上非常に重要ですので、これらの職員等の指示には従ってください。

18. 歩行は、登山道や植生保護デッキを外れない。

<解説>

多くの人が登山道等を外れて踏み込むと、踏圧によって次第に周囲の土壌が流れ、根が露出するなど、周辺植生・巨木の保全に悪影響が生じます。決められた歩道以外に立ち入らないように留意してください。

19. 花木を採取しない。

<解説>

次に訪れる利用者にすばらしい自然環境での体験ができるよう花木の採取をしないでください。

20. 動物を撮影する際にフラッシュをたかない。

<解説>

野生動物をおどろかせないように、撮影する際にフラッシュをたかないようにしましょう。動物がフラッシュの光におどろいて人間を避けるようになり、研究や観察に支障が生じる可能性もあります。

21. ガイド事業者は、利用者の安全を最優先に考え行動する。

22. ガイド事業者は、ツアーにあたって、安全管理上の注意やフィールドでの配慮事項を十分に伝え、装備不十分な利用者はツアーに参加させない。

23. ガイド事業者は、心身の状態からツアー参加や継続が難しいと判断される利用者をツアーに参加させない、あるいは途中棄権を促す。

24. 怪我・事故には、ガイド同士協力しあって対処する。

25. ガイド事業者は、ツアー中に異常を発見した場合は、関係機関・関係者に報告する。

<解説>

利用者の安全を最優先に考えて行動するのが、ガイドの責務です。ツアーの受け入れの際に、利用者の技量や体力と入山ルートとの適合性を判断するとともに、雨具等の装備の確認を行う必要があります。また、ツアー直前には、安全管理上の注意やフィールドでの配慮事項を説明し、もし利用者の装備が不十分だと判断した場合には、ツアーに参加させるべきではありません。また、装備と同様に、ツアー直前に利用者の健康状態を把握し、ツアー参加が困難であると判断した場合には、ツアーに参加させるべきではありません。ツアー実施中にそのような判断がされた場合は、当該者のみの途中棄権やツアー全体の中止など、ケースバイケースの対応が必要となります。なお、あらかじめ把握されていた健康不良によって利用者に事故等が発生した場合、ガイドの責任が問われるおそれがあるほか、ツアー実施中に起きた怪我や事故は居合わせたガイドが協力して対処する必要があります。加えて、ガイド事業者は適切にツアーを実施していくために、利用ルートや利用施設等に異常が見られた場合は関係機関・関係者に情報共有を行っていくことが重要です。



2) 川の共通ルール

1. 沢登りをする際は、必ず経験を積んだガイドを伴い、安易な入渓はしない。

<解説>

沢登りは、登山の中でもクライミングをはじめとした特殊な技術・装備が必要で、初心者だけで出来るものではありません。入渓には必ず経験豊かなガイド等に同行し、ガイド等の指導を守ってください。

2. 活動前に、天候に関する警報（大雨、洪水、暴風）が発表されている、または台風の接近が予想される際は活動しない。また、活動中に警報が発表された場合は、安全を最優先に行動する。

<解説>

山における安全確保のためのルール・マナーを参照【P34 1) 山の共通ルール 3】

3. 悪天候時は増水の危険性があるので、速やかに川・沢から離れる。

<解説>

屋久島の川や沢は、地形が急峻なため、突発的な大雨により一気に増水することも多く、非常に危険です。悪天候の際は、速やかに川や沢から離れましょう。また、その場所で雨が降っていない場合でも、上流部の雨により増水する可能性もあるので十分注意しましょう。

4. 自分のゴミは必ず持ち帰り、川や河原にゴミや残飯を投棄しない。

<解説>

川や沢は、レクリエーション利用だけでなく、飲み水としても利用されています。川の水がいつまでもきれいに保たれるように、また、次の利用者が不快な思いをしないように、川や河原にゴミや残飯を投棄してはいけません。

5. 野生動物に餌を与えない。

<解説>

山における安全確保のためのルール・マナーを参照【P36 1) 山の共通ルール 9】

6. カヌー利用の際に、川幅の狭いところを通過する場合は、下り優先とする。

<解説>

川幅の狭い場所におけるカヌーのすれ違いは、下り優先とした方がスムーズです。

7. 各集落の水源の取水口箇所より上流約 1km 区間の沢の入渓は行わない。

＜解説＞

川や沢によっては、集落や人家の取水口が設置されている場所があります。入渓する人は、責任を持ってその位置を把握し、住民に配慮して上流約 1 km 区間の沢の入渓は行わないようにしましょう。また、それより上流の区間においても、地域住民に配慮した節度のある行動が必要となります。

8. 集落の路地を運転する場合は、速度を落として住民の生活に配慮する。

9. 川付近に駐車場があればそこへ駐車し、なければ周辺住民の邪魔にならない場所に駐車する。

＜解説＞

近くに駐車するスペースがない場合は、少し遠くても住民の邪魔にならない場所に停める必要があります。優先すべきは、レクリエーションにあたっての利便性ではなく、地域の住民の生活です。

10. 屋久島町、鹿児島県、林野庁、環境省の職員、屋久島公認ガイドの指示に従う。

＜解説＞

利用にあたっては、巡視等を行っている行政機関及び案内を行うガイドの指示に従ってください。

11. ガイド事業者は、利用者の安全を最優先に考え行動する。

12. ガイド事業者は、ツアーにあたって、安全管理上の注意やフィールドでの配慮事項を十分に伝え、装備不十分な利用者はツアーに参加させない。

13. ガイド事業者は、心身の状態からツアー参加や継続が難しいと判断されるツアー客は参加を断る、あるいは途中棄権を促す。

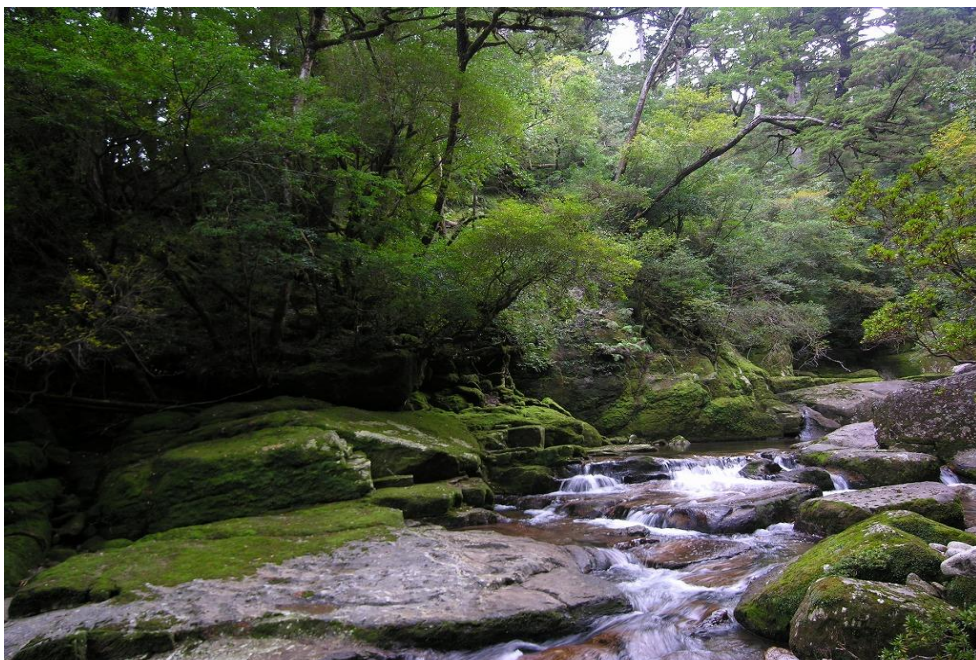
14. 怪我・事故には、ガイド同士協力しあって対処する。

15. ガイド事業者は、ツアー中に異常を発見した場合は、関係機関・関係者に報告する。

＜解説＞

利用者の安全を最優先に考えて行動するのが、ガイドの責務です。ツアーの受け入れの際に、利用者の技量や体力の適合性を判断するとともに、雨具等の装備の確認を行う必要があります。また、ツアー直前には、安全管理上の注意やフィールドでの配慮事項を説明し、もし利用者の装備が不十分だと判断した場合には、ツアーに参加させるべきではありません。

また、装備と同様に、ツアー直前に利用者の健康状態を把握し、ツアー参加が困難であると判断した場合には、ツアーに参加させるべきではありません。ツアー実施中にそのような判断がされた場合は、当該者のみの途中棄権やツアー全体の中止など、ケースバイケースの対応が必要となります。なお、あらかじめ把握されていた健康不良によって利用者に事故等が発生した場合、ガイドの責任が問われるおそれがあるほか、ツアー実施中に起きた怪我や事故は居合わせたガイドが協力して対処する必要があります。加えて、ガイド事業者は適切にツアーを実施していくために、利用ルートや利用施設等に異常が見られた場合は関係機関・関係者に情報共有を行っていくことが重要です。



3) 海の共通ルール

1. 当日の潮汐・天候・海況等を事前に把握し、自分の技術や体力に見合った無理のない計画をたて、十分な装備を用意する。

<解説>

海での事故は、川や沢での事故と同様に命に直結します。当日の潮汐や天候、海況等を把握し、自分の技術や体力に見合った無理のない計画をたてることが重要です。屋久島に南からぶつかる黒潮の潮の流れは早く、注意が必要です。

また、カヤックやシュノーケリング等の際は、安全のためにライフジャケットを着用する必要がありますし、海で遊ぶ際は怪我の防止や毒を持つ生物から身を守るため、ライフジャケットに加え手袋やマリンシューズ、フェルトシューズなどを着用してください。

2. 活動前に、天候に関する警報（暴風、波浪、高潮）が発表されている際は、外洋での活動はしない。

<解説>

暴風、波浪、高潮といった海に関する警報発表時、その影響が大きい外洋での活動は絶対に行ってはいけません。また、タイドプールや湾内などの比較的波の影響が低いと考えられる場所についても、影響が大きくなるおそれがあるため、状況をよく判断して、少しでも危険性があると考えられる際は、活動を自粛すべきです。さらに、雷注意報が発表されている場合も、活動の是非については慎重に判断してください。

3. 自分のゴミは必ず持ち帰り、海や海岸にゴミや残飯を投棄しない。

<解説>

ゴミや残飯、釣り具等の投棄は他の利用者に迷惑や不快感を与えるだけでなく、海や海岸の自然環境に負担を与えます。

4. 船、漁網などに注意し近づかない。

<解説>

海では、レクリエーション利用とは別に、生業のための漁船が往来しています。基本的に漁業利用の場所にレクリエーション利用者がお邪魔するという気持ちで、漁船の通行や漁業の邪魔にならないようにする必要があります。

5. ウミガメには触らない。

<解説>

ウミガメは野生動物です。野生動物と人との間では、一定の距離を保って付き合うことが重要です。

6. 屋久島町、鹿児島県、環境省の職員、屋久島公認ガイドの指示に従う。
7. 海や浜等の保安全管理をしている住民やスタッフ、ガイドがいる場所では指示に従う。

＜解説＞

利用にあたっては、巡視等を行っている行政機関及び案内を行うガイドの指示に従ってください。また、浜によっては、ウミガメやその産卵環境の保全のために地域ルールを設定して、保全活動が実施されています。保安全管理をしている住民やスタッフ、ガイドがいる場合も、その指示に従ってください。

8. ガイド事業者は、利用者の安全を最優先に考え行動する。
9. ガイド事業者は、ツアーにあたって、安全管理上の注意やフィールドでの配慮事項を十分に伝え、装備不十分な利用客はツアーに参加させない。
10. ガイド事業者は、心身の状態からツアー参加や継続が難しいと判断される利用客は参加を断る、あるいは途中棄権を促す。
11. 怪我・事故には、ガイド同士協力しあって対処する。
12. ガイド事業者は、ツアー中に異常を発見した場合は、関係機関・関係者に報告する。

＜解説＞

利用者の安全を最優先に考えて行動するのが、ガイドの責務です。ツアーの受け入れの際に、利用者の技量や体力の適合性を判断するとともに、雨具等の装備の確認を行う必要があります。また、ツアー直前には、安全管理上の注意やフィールドでの配慮事項を説明し、もし利用者の装備が不十分だと判断した場合には、ツアーに参加させるべきではありません。また、装備と同様に、ツアー直前に利用者の健康状態を把握し、ツアー参加が困難であると判断した場合には、ツアーに参加させるべきではありません。ツアー実施中にそのような判断がされた場合は、当該者のみの途中棄権やツアー全体の中止など、ケースバイケースの対応が必要となります。なお、あらかじめ把握されていた健康不良によって利用者に事故等が発生した場合、ガイドの責任が問われるおそれがあるほか、ツアー実施中に起きた怪我や事故は居合わせたガイドが協力して対処する必要があります。加えて、ガイド事業者は適切にツアーを実施していくために、利用ルートや利用施設等に異常が見られた場合は関係機関・関係者に情報共有を行っていくことが重要です。

4) 里の共通ルール（島民生活への配慮）

1. 地元の方々の作業や生活の邪魔にならないようにする。
2. 集落の中を運転する場合は、速度を落として安全に配慮する。
3. 道から外れ、田畑や屋敷などに立ち入らないようにする。
4. 野生動物への餌やりは、獣害を引き起こすきっかけとなるため行わない。
5. 祭祀場などの聖域にむやみに立ち入らない。
6. 集落内の物を汚したり、壊したり、持ち出したりしない（農作物、山菜を含む）。
7. 自分のゴミは必ず持ち帰る。

<解説>

屋久島には海岸沿いの平地に 24 の集落があり、それぞれの独特の歴史や文化が保持されています。また、その地域資源や文化・歴史の適切な保全とその持続的な利用による地域活性化のため、様々な集落で地元の語り部のガイドによる里めぐりツアーが実施されている一方で、現在でも島民の生活が営まれています。利用にあたっては、島民生活への十分な配慮が必要になります。



出典：屋久島環境文化財

（３）利用者・ガイド事業者が守る対象地ごとのルール

１）縄文杉登山道（山）

<該当地域>

荒川登山口～大株歩道入口～縄文杉～高塚小屋

１．森林軌道上はトロッコが通過するため、休憩する際は退避場所を利用する。

<解説>

大株歩道入口トイレ等のし尿搬出等のために、森林軌道上をトロッコが通過することがあります。警笛が聞こえたら、転倒に気を付け安全な場所に退避してください。また、休憩時は軌道外のスペースを利用してください。

２．ウィルソン株を傷つけたり、登ったりしない。

<解説>

ウィルソン株に登ると、株の損傷、株に生えたコケがはがれるなどして、生態・景観上の支障や他の利用者への迷惑が生じます。そのようなことはしないでください。

３．歩行は、登山道、植生保護デッキ及び展望デッキを外れない。

<解説>

多くの人が登山道等を外れて踏み込むと、踏圧によって次第に周囲の土壌が流れ、根が露出するなど、周辺植生・巨木の生育に悪影響が生じます。決められた歩道以外に立ち入らないように留意してください。

４．産業・生活遺跡に属する物を持ち帰らない。

<解説>

荒川登山口から大株歩道入口の軌道敷き跡や小杉谷集落跡は、林業遺産に認定されています。陶器、ビンなどもこれらの産業・生活遺跡の一部であり大切な資源です。決して壊したり持ち帰ったりしないでください。

５．縄文杉やウィルソン株等人が集中するような場所や写真ポイントは、譲り合って利用する。

<解説>

縄文杉展望デッキや大王杉、夫婦杉、ウィルソン株、仁王杉等の著名木の周辺は、多くの人が集中します。写真の撮影等については、みんなで譲りあって利用してください。

6. 縄文杉展望デッキでは食事をしない。

<解説>

縄文杉展望デッキは限られたスペースしかなく、多くの利用者でにぎわいます。他の利用者の迷惑にならないように、デッキでの食事はご遠慮ください。

7. 縄文杉展望デッキでは宿泊しない。

<解説>

縄文杉展望デッキは限られたスペースしかなく、多くの利用者でにぎわいます。他の利用者の迷惑になりますので、展望デッキでのテント設営や宿泊は禁止です。避難小屋を使用してください。

8. ガイド事業者は、荒川登山バスの円滑な運行に協力する。

<解説>

平成22年（2010年）から毎年3月～11月の期間は、町道荒川線のマイカー通行を規制し、屋久杉自然館前バス停から荒川登山口までを荒川登山バスが運行しています。繁忙期には、自然館や登山口が非常に混雑し、登山バスの運行に支障が生じる場合があります。ガイド事業者は、率先してガイド付きでない一般利用者に対しても優しく一声かけることで、全体の流れがとてもスムーズになり、利用者の屋久島のエコツアーに対する印象も良くなります。駐車場での歩行やバスの乗り降りに伴う利用者の安全確保、円滑なバスの運行を図るためにも、ぜひご協力ください。



2) 白谷雲水峡（山）

＜該当地域＞

白谷雲水峡（自然休養林白谷地区）内の全歩道、楠川歩道及び太鼓岩までの登山道

1. 白谷川の渡渉点は、悪天候時に増水して危険な上、奉行杉コース（旧原生林コース）に閉じ込められる可能性もあり、悪天候が予想される場合は引き返す。

＜解説＞

白谷雲水峡内には、白谷山荘の手前や奉行杉コース（旧原生林コース）をはじめとして、いくつかの沢を渡る渡渉点があります。事前に屋久島レクリエーションの森保護管理協議会ホームページや入林時に管理棟の係員に確認のうえ入山してください。

2. 苔むす森のロープの外側には立ち入らず、コケ類等の植生を損傷しない。

＜解説＞

白谷山荘近くに位置する「苔むす森」は、花崗岩の岩や倒木、切り株上にびっしりと緑の苔が生え、周囲の森とともに美しい景観を呈し、人気の撮影スポットです。撮影等を目的とした踏み込みによりコケ類が踏み荒らされ、植生が荒廃するといった影響が生じることから、植生荒廃を防ぐために、立ち入らないようにしてください。

3. 辻峠と太鼓岩の往復には、正しい順路を守る。

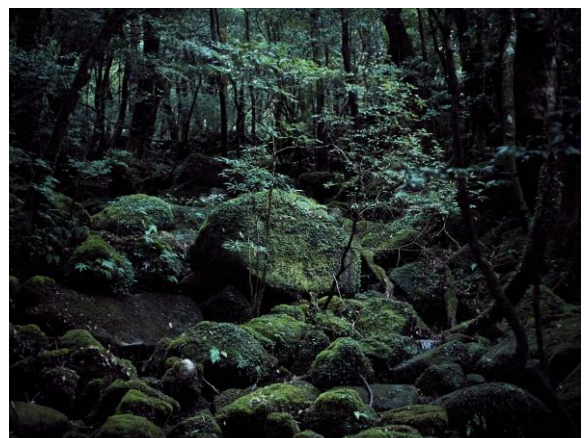
＜解説＞

太鼓岩は、安房川越しに奥岳までの広大な森林を望むことができる人気のある展望ポイントです。辻峠と太鼓岩の往復においては、すれちがいによる登山道外への踏み込みを防ぐために、行きと帰りで別のルートが設定されています。正しい順路を守って通行してください。

4. 苔むす森や太鼓岩等の人が集中するような場所や写真ポイントでは、長時間留まることがないよう配慮する。

＜解説＞

苔むす森や太鼓岩等の人が集中するような場所や写真ポイントは、スペースが限られています。多くの方が快適に利用できるように食事を控えるなど、長時間留まることがないよう留意してください。



3) ヤクスギランド（山）

<該当地域>

ヤクスギランド（自然休養林荒川地区）内の全歩道

1. 登山ツアーを目的にした駐車は、第二駐車場を利用する。

<解説>

限られた駐車スペースを有効に活用するため、太忠岳登山などを目的に入林する場合の駐車は、第二駐車場を利用し、入り口付近の駐車場利用を控えてください。

4) 奥岳地域（山）

<該当地域>

標高約 1,500m 以上の地域

1. 淀川登山口から宮之浦岳を経て、新高塚避難小屋までの縦走ルートでは、登山口から 1.5km にある淀川小屋以降トイレが全くないため、携帯トイレを携行・利用する。

<解説>

淀川登山口から宮之浦岳までは片道約 8 km（約 5 時間）、宮之浦岳から新高塚避難小屋までは片道約 4 km（約 3 時間）かかります。しかし、この道中には登山口から 1.5km の淀川小屋以外にトイレはありません。

淀川小屋、花之江河、翁岳、新高塚小屋に携帯トイレブースが設置されていますので、携帯トイレを携行・利用してください。

2. 小花之江河、花之江河等の湿原には立ち入らない。

<解説>

小花之江河、花之江河の湿原は、日本最南端の高層湿原（泥炭湿原）です。長い年月によって蓄積した泥炭上に生育する湿原の植物は、踏圧に対して大変弱いいため木道からおりないでください。

3. 登山道脇の苔上や、小規模な沢周辺の湿地、水が滴る斜面上等には、多くの希少な高山植物が生育するため、足元に注意した上で登山道外に立ち入らない。

<解説>

標高 1,500m を超える登山道脇には、多くの苔や小さな湿地が形成されています。これらの植生は踏圧に大変弱く、踏圧の負荷が増していくとあっという間に裸地になってしまいます。これらの存在に注意した上で、登山道外に立ち入らないでください。

4. 宮之浦岳、永田岳、黒味岳以外の奥岳地域の山頂には、国立公園の公園計画に基づく歩道がなく、道迷いや新たな踏み分け道が生じるおそれがあるため、原則立ち入らない（栗生岳は山頂近くを登山道が通る）。

＜解説＞

新たな踏み分け道の発生等により、道迷いや遭難のリスクがあります。奥岳地域では、原則国立公園計画に基づく歩道を利用してください。

5) 西部地域（山）

＜該当地域＞

西部地域の世界遺産区域に含まれる県有林の範囲

1. 野生動物を観察するときは、通行の妨げにならないよう配慮する。

＜解説＞

野生動物を観察するときは、空いたスペースに停車するなど、他の車の通行の邪魔にならないようにしてください。また、観察しながらの運転は事故につながるのでやめましょう。

2. 野生動物を観察するときは、大きな声を出さず、ゆっくり動く。

＜解説＞

サルやシカはリラックスしているように見えても、目の端では人間の行動を気にしています。サルやシカを驚かせないように、野生動物の生態に配慮しましょう。

また、サルの目をじっと見ることはサルを刺激するのでやめましょう。

3. 喫煙しない。

＜解説＞

山火事の原因になります。また、他の利用者の迷惑になるので、喫煙はご遠慮ください。

4. 調査機器などに触らない。

＜解説＞

西部地域では、研究者によってその特異な生態系を調べるための多くの調査・研究が行われています。これらの調査機器には決して触らないでください。また、調査・研究の実施者は設置する調査機器を適切に管理し、使用済みの機材等を放置してはいけません。

5. 産業・生活遺跡に属する物を持ち帰らない。

<解説>

西部地域では、昭和 30 年代頃まで、松脂採取、炭焼き、農林業などで生活を営んでいたことが知られています。陶器、ビンなどもこれらの産業・生活遺跡の一部であり大切な資源です。決して持ち帰らないようにしましょう。

6) ウミガメが上陸する海岸（海）

<該当地域>

ウミガメが上陸する海岸

ウミガメが多く上陸する永田浜や栗生浜においては、ウミガメやウミガメの産卵環境の保護を目的に、観察会の実施も含めたルールが運用されています。ウミガメの上陸する海岸を利用する際は、このルールや屋久島町ホームページ等でウミガメに対する注意事項を理解してから立ち入るよう留意してください。

また、永田浜ではウミガメ保護利用専門部会による観察会が実施されています。夜間のウミガメを観察する際は、必ず観察会に参加してください。

● 1：利用者のルール

ウミガメの産卵や子ガメのふ化の多くは日没後に行われます。そのため、ここではウミガメの上陸する海岸において全日適用されるルールと、夜間ウミガメ観察をする時に守るルールに分けて記載しています。

（全日適用されるルール）

1. ウミガメ保護柵内には立ち入らない。

<解説>

永田浜では、ウミガメの産卵巣の多い区域に子ガメの保護のための柵を設置しています。地中の卵や子ガメを踏みつける可能性があるため、ウミガメ保護柵内には立ち入らないでください。

2. 焚き火をしない。

<解説>

砂浜のいたる所にウミガメの卵が産み落とされています。焚き火をすると、地中の卵や子ガメが焚き火に飛び込んでしまう恐れがあります。

3. キャンプをしない。

<解説>

キャンプ中の明かりは上陸するウミガメや帰海中の子ガメに影響を与えます。

4. 砂を採らない。

<解説>

ウミガメの産卵・ふ化場所である砂浜の減少につながります。

(夜間ウミガメ観察をする時に守るルール)

5. 保護監視員の指示に従う。

<解説>

浜によっては、ウミガメ保護のため夜間に保護監視活動を行っている場所があります。夜間の浜で保護監視活動を行っている場合は保護監視員の指示に従ってください。

6. ウミガメ観察会への参加時は、光は消す。

<解説>

ウミガメは光に対して強く影響を受けます。産卵期のウミガメは光を嫌い、また、子ガメは本能的に光に向かって進んでしまいます。懐中電灯はもちろん、携帯電話など光の出る機器は、事前に電源を切ってください。

道路から漏れ出す車のライトもウミガメに影響を与えます。該当地域では、ロービーム走行をお願いします。

7. むやみに歩かない、騒がない。

<解説>

人の気配に気付いたウミガメは、上陸をやめてしまいます。子ガメは23時までに80%くらいが海へ帰るため、ふ化時期は浜のいたる所に子ガメがいます。暗くなった浜では騒がず静かにし、波打ち際を歩き回らないようにしてください。

8. ウミガメには触らない。

<解説>

上陸中や穴掘り中のウミガメや、脱出したばかりの子ガメはとても敏感ですので、調査・研究以外の目的で近づいたり触ったりしないでください。

9. カメラ、ビデオ撮影は行わない。

<解説>

カメラのフラッシュによる強い光はもちろん、液晶画面の光でさえもウミガメに悪影響を及ぼす恐れがありますので、撮影は行わないでください。

10. 酒類を持ち込まない。

<解説>

周りの方へのご迷惑になるため、酒類の持ち込みや酔った状態での浜への立ち入りはご遠慮ください。

11. ゴミは持ち帰る。

浜のゴミは、ウミガメが上陸する時ときや子ガメが海に帰る時の妨げになりますので、ゴミはお持ち帰りください。

12. 喫煙しない。

<解説>

火気の明るさがウミガメに悪影響を及ぼしますので、マッチやライターの使用はご遠慮ください。

● 2 : 関係者のルール

屋久島におけるウミガメが上陸・産卵する海岸の保全とその利用にあたっては、すべての関係者がそれぞれの関わりの中で、ウミガメやその繁殖行動、繁殖地への影響をできる限り低減することを目的として、観察会の参加者だけでなく、観察会実施者や調査・研究者、報道機関や行政機関等が守るべきルールについても、下記の通り関係者間で合意し、運用しています。

◆ 1 : ウミガメ観察会実施者のルール

1. 監視員証（名札）、腕章等を必ず携行する。
2. 砂浜の移動ルートは、ウミガメへの影響を最小限にする。
3. ライトの使用は、スタッフが安全上必要とするものに限り、光量も可能な限り抑える。
4. 無線の使用は、ウミガメから離れた場所で行う。
5. ウミガメへの接触は、原則禁止とする。
6. 観察はウミガメ 1 頭とし、1 時間以内とする。

◆ 2 : ウミガメ調査時のルール

1. ライトを使用するときは、手でふさぐ等により光量を調節し、弱い光にする。
2. フラッシュ撮影は、禁止とする。
3. 無線機器は、ウミガメから少し離れた場所で使用する。
4. タグ類の取り付けは、産卵終了後に行う。

◆ 3 : 研究者及び報道関係者のルール

1. 浜への立入を事前に連絡する。
2. カメラ、ビデオ使用時のフラッシュ撮影や照明使用は基本的に禁止し、超高感度カメラや赤外線カメラ使用を推奨する。

◆ 4 : 行政機関のルール

1. 屋久島永田浜への立ち入りは、永田浜ウミガメ観察ルールに定められた5月1日～9月30日の期間はウミガメ保護利用専門部会に事前に連絡してから行う。
2. 重機等を持ち込む工事は、ウミガメが産卵する時期と子ガメが海に帰る時期（4月下旬～9月下旬）以外に行う。



（４）ルールの実効性確保の方法

屋久島の自然観光資源については、法や制度などの枠組みによって保全が図られているものの他、自主ルールが制定・運用されているところがあり、自律的な遵守や相互チェック機能が働いています。また、ルールの運用で大きな役割を果たすエコツアーガイド事業者と密に連携を図り、ガイド事業者は自らのエコツアーがルールを守っているかセルフチェックし、必要に応じて内容の改善を図るなど、屋久島ガイド登録・認定制度との連動を担保することで、その実効性を確保していきます。また、ルールの運用状況については協議会に報告することとし、協議会では、必要に応じて特定自然観光資源の指定といった新たなルールの制度化も視野に入れながら、観光利用に伴う自然環境への影響やルールの運用状況を関係行政機関等とも共有してモニタリングや評価を行い、必要な対応をしていきます。

（主な法律・条例等に基づく規制対象行為）

①自然公園法

	地域区分	行為の種類
許可を要する行為	特別地域	1) 工作物の新築、改築、増築 2) 木竹の伐採 3) 指定区域での木竹の損傷（屋久島国立公園では該当なし） 4) 鉱物の掘採や土石の採取 5) 河川、湖沼等の水位又は水量の増減 6) 指定湖沼への汚水の排出等（屋久島国立公園では該当なし） 7) 広告物の設置等 8) 指定する物（廃掃法に規定される廃棄物等）の集積又は貯蔵 9) 水面の埋め立て等 10) 土地の形状変更 11) 指定植物の採取等（屋久島国立公園ではミズゴケ等数百種が該当） 12) 指定区域における指定植物の植栽、播種（屋久島国立公園では該当なし） 13) 指定動物の捕獲・卵の採取損傷等（屋久島国立公園ではウミガメが該当） 14) 指定区域における指定動物の放畜等（屋久島国立公園では該当なし） 15) 屋根、壁面、橋等の色彩の変更 16) 指定区域への立入り（屋久島国立公園では該当なし） 17) 指定区域への車馬、動力船の乗り入れ（屋久島国立公園では永田浜、田代海岸が該当）

	地域区分	行為の種類
	特別保護地区	特別地域の行為に加え 1) 木竹の損傷 2) 木竹の植栽 3) 動物の放畜 4) 物の集積又は貯蔵 5) 火入れ又はたき火 6) 木竹以外の植物の採取損傷、落葉落枝の採取 7) 動物の捕獲殺傷又は卵の採取損傷 8) 木竹以外の植物の植栽、播種 9) 道路及び広場以外での車馬等の乗り入れ
	海域公園地区	1) 工作物の新築、改築、増築 2) 鉱物の掘採や土石の採取 3) 広告物の設置等 4) 指定動植物の捕獲等 (屋久島国立公園ではクマノミ等の熱帯魚、サンゴ等数百種が該当) 5) 海面の埋め立て等 6) 海底の形状変更 7) 物の係留 8) 汚水等の排出 9) 指定区域・期間における動力船の使用(屋久島国立公園では該当なし)

	地域区分	行為の種類
届出を要する行為	特別地域	1) 特別地域の指定時における既着手行為 2) 非常災害のために必要な応急措置
	特別保護地区	1) 特別保護地区の指定時における既着手行為 2) 非常災害のために必要な応急措置
	海域公園地区	1) 海域公園地区の指定時における既着手行為 2) 非常災害のために必要な応急措置
	普通地域	1) 一定規模以上の工作物の新築、改築、増築 2) 特別地域内の河川、湖沼の水位・水量の増減 3) 広告物の設置等 4) 水面の埋め立て等 5) 鉱物の掘採や土石の採取 6) 土地の形状変更 7) 海域公園地区の周辺部における海底の形状変更

	地域区分	行為の種類
利用に関する行為	特別地域	・利用者に著しく不快の念を起こさせるような方法で、ごみその他の汚物又は廃物を捨て、又は放置すること。
	特別保護地区	・著しく悪臭を発生させ、拡声器、ラジオ等により著しく騒音を発生し、展望所、休憩所等をほしいままに占拠し、利用者に著しく迷惑をかけること。
	海域公園地区	・野生動物（鳥類又は哺乳類）に餌を与えることであって、利用に支障を及ぼすおそれのあるものを行うこと。

②自然環境保全法

	地域区分	行為の種類
許可を要する行為	原生自然環境保全地域	1) 工作物の新築、改築、増築 2) 宅地の造成・開墾、土地の形質変更 3) 鉱物の掘採や土石の採取 4) 水面の埋め立て等 5) 河川、湖沼等の水位又は水量の増減 6) 木竹の伐採、損傷 7) 木竹以外の植物の採取損傷、落葉落枝の採取 8) 木竹の植栽 9) 木竹以外の植物の植栽、播種 10) 動物の捕獲殺傷又は卵の採取損傷 11) 動物の放牧 12) 火入れ又はたき火 13) 廃棄物の投棄・放置 14) 指定する物（廃掃法に規定される廃棄物等）の集積又は貯蔵 15) 車馬、動力船の乗り入れ、航空機の着陸

③森林法

	地域区分	行為の種類
許可を要する行為	保安林指定区域	1) 立木の伐採 2) 立竹の伐採 3) 立木の損傷 4) 家畜の放牧 5) 下草、落葉若しくは落枝の採取 6) 土石若しくは樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為
届出を要する行為		1) 火災、風水害その他の非常災害に際し緊急の用に供する必要がある場合 2) 択伐（当該保安林に係る指定施業要件に定める立木の伐採の方法に適合し、かつ、当該指定施業要件に定める伐採の限度を超えない範囲内） 3) 間伐（当該保安林に係る指定施業要件に定める立木の伐採の方法に適合し、かつ、当該指定施業要件に定める伐採の限度を超えない範囲内）

④鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（鳥獣保護管理法）

	地域区分	行為の種類
許可を要する行為	特別保護地区	1) 建築物その他の工作物を新築し、改築し、又は増築すること 2) 水面を埋め立て、又は干拓すること 3) 木竹を伐採すること 4) 国指定特別保護地区にあつては環境大臣 が、都道府県指定特別保護地区にあつては都道府県知事がそれぞれ指定する区域内において、鳥獣の保護に影響を及ぼすおそれがある行為として政令で定めるものを行うこと

⑤文化財保護法

	地域区分	行為の種類
許可を要する行為	特別史跡名勝天然記念物	・現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為

⑥海岸法

	行為の種類
許可を要する行為	・施設又は工作物の設置による占有

⑦種の保存法

	行為の種類
許可を要する行為	・国内希少野生動植物種及び緊急指定種の生きている個体について、捕獲、採取、殺傷又は損傷すること。 ・希少野生動植物種の個体等の、譲渡し若しくは譲受け又は引渡し若しくは引取り

⑧鹿児島県ウミガメ保護条例

	行為の種類
許可を要する行為	・ウミガメの捕獲又は卵の採取

⑨鹿児島県希少野生動植物保護条例

	行為の種類
許可を要する行為	・指定希少野生動植物の採取、違法に採取されたものの譲渡、所持 屋久島では、ヤクシマアオイ、テンノウメ、シシンラン、クリシマエビネ、レンギョウエビネ、オナガエビネ、カンラン、フウラン、カクチョウラン、ナゴラン、ガンゼキラン、トキシウ、アキザキナギラン、サキシマヌマエビ、タメトモハゼが該当。

⑩屋久島町猿のえ付け等禁止条例

	行為の種類
禁止行為	・猿のえ付け、食べ物を与える行為

⑪屋久島森林生態系保護地域計画

地域区分	行為の種類
保存地区	・モニタリングや非常災害の応急措置などに関する行為以外は行わず、原則として人手を加えずに自然の推移にゆだね、下記行為について行わないように、入林者に対して協力要請 1) 狩猟 2) 魚釣り 3) 山菜の採集 4) キャンプ等
保全利用地区	・保存地区に外部環境の変化が及ばないように緩衝帯の役割を果たすよう管理

第6章 ガイダンス及びプログラム

(1) エコツアーのガイダンス及びプログラムについて

1) エコツアー実施における基本的な考え方

屋久島町におけるエコツアーは、基本方針にも示したように自然や文化などの地域資源への関心、保全意識を持ってもらうとともに、自らの生活のなかで環境に配慮する意識を高めてもらえるように、町民が中心となって「自然と人との共生」をより多くの人に伝えることを目的としています。

また、自然と人との共生が育まれてきた中で、屋久島ではスギを主体とする原生的な森林や亜熱帯から冷温帯までの植生の垂直分布が、全国にも例がない規模で残されています。この原生的な自然の価値を追求し、人の手が加えられていない自然のすばらしさについても伝えていきます。

2) ガイダンスの方法

屋久島町では、利用者に対して、自然観光資源についてのより深い知識と屋久島・口永良部島ならではの体験を提供するとともに、それらを通して「自然と人との共生」を伝えるために、ガイドツアーを積極的に推進します。その上で、パンフレット等によるセルフガイドの活用を補助的に推進し、解説板による解説は必要最小限にとどめます。

3) 主なエコツアープログラム

屋久島町で実施されているエコツアープログラムの内容と将来の可能性を含めたあり方を、環境や利用形態に沿って下記に整理しました。これらのプログラムのほとんどは、主にガイド事業者が実施主体となって行われています。なお、ウミガメ観察会は、ウミガメ保護利用専門部会が、里部の利用については、屋久島里めぐりの取り組みを通して地元の語り部のガイドがプログラムを担っています。

①登山やトレッキングを主体としたエコツアー

屋久島の山岳部には、九州最高峰の宮之浦岳（標高 1,936m）を中心として、深い山々が連なり、原生的な森林も多く残されています。また、口永良部島には今もなお活動中の火山が存在します。登山やトレッキングを主体としたエコツアーでは、自然に負荷をかけることなく、自然観光資源を持続的に活用していくとともに、屋久島での体験をきっかけとして、登山者に身近な山や森を歩き、楽しみながら自然環境について考えてもらうことを目指します。

【主なプログラム】

- ・白谷雲水峡やヤクスギランドにおけるトレッキング
- ・縄文杉や龍神杉などの巨木や森林景観を楽しむ登山
- ・宮之浦岳、黒味岳などの登頂を目的とした登山
- ・古岳の火山景観を楽しむ登山

②「水の島」屋久島の川を舞台としたエコツアー

屋久島は一年間に里部では 4,000mm、山岳部では 8,000mm を超える雨が降る豊かな水の島です。川を舞台としたエコツアーを通して、ツアー参加者に屋久島が持つ水環境のすばらしさや豊かな水の恵みを実感してもらうことを目指します。

【主なプログラム】

- ・安房川、栗生川、宮之浦川を舞台としたリバーカヤック・カヌー、スタンドアップパドル
- ・沢登り

③黒潮に育まれた海を舞台としたエコツアー

屋久島町は、沿岸海域の景観もまた大変美しく魅力があります。また、豊かな自然と黒潮に育まれた海は碧く澄み、多種多様な海洋生物が息づいています。海を舞台としたエコツアーでは、ツアー参加者に海の恵みとそのすばらしさを実感してもらうことを目指します。

【主なプログラム】

- ・シーカヤック
- ・スタンドアップパドル
- ・ダイビング
- ・シュノーケリング
- ・スキndaイビング
- ・ウィンドサーフィン
- ・釣り（ジギング・磯釣り）



④ 野生生物の魅力を知るエコツアー

屋久島町には、数多くのヤクシマザルやヤクシカ、その他多様な野生動植物が生息・生育しています。また、永田浜には春から夏にかけて多くのウミガメが産卵のために上陸し、口永良部島では国の天然記念物であるエラブオオコウモリが生息しています。人間活動の影響を受けやすいこれらの野生動植物について、適正なルール、距離での観察を推進することで、野生動植物の魅力とその複雑で繊細な生態系の理解を進め、保護と管理の重要性についての普及を目指します。

【主なプログラム】

- ・ウミガメ観察
- ・ヤクシカやヤクシマザルの観察
- ・エラブオオコウモリの観察

⑤ 自然と人との共生を知る里のエコツアー

屋久島の里には、昔から暮らしてきた人々が「自然を守りながら使う」ことによって維持されてきた生業や伝統の食、祭り、芸能、それらを伝えてきた人々の誇りがあります。里のエコツアーの推進を通して、集落の活性化を図るとともに、里のエコツアーと自然地域のエコツアーの結びつきを強めることにより、両方の魅力がさらに引き出されることを目指します。

【主なプログラム】

- ・人と自然のつながりに触れ、歴史を紐解く里の集落めぐり
- ・屋久杉伐採の前進基地として栄えた小杉谷集落めぐり
- ・伝統芸能や郷土料理の体験



出典：屋久島環境文化財団

(2) 屋久島公認ガイド

屋久島町は、平成 25 年（2013 年）6 月から屋久島町エコツーリズム推進協議会屋久島ガイド登録・認定制度検討部会において検討された結果をもとに、平成 27 年（2015 年）に屋久島公認ガイド利用促進条例を公布し、平成 28 年（2016 年）からの制度移行期間を踏まえて平成 31 年（2019 年）から屋久島公認ガイド制度を本運用しています。

公認基準は、屋久島町エコツーリズム推進協議会認定ガイドで町税に滞納が無い者としています。

屋久島町は、屋久島公認ガイドに対して、商標登録している屋久島公認ガイドの名称とロゴマークを使用した集客を認めるとともに広報などにより利用者に対し屋久島公認ガイドの利用を推進しています。



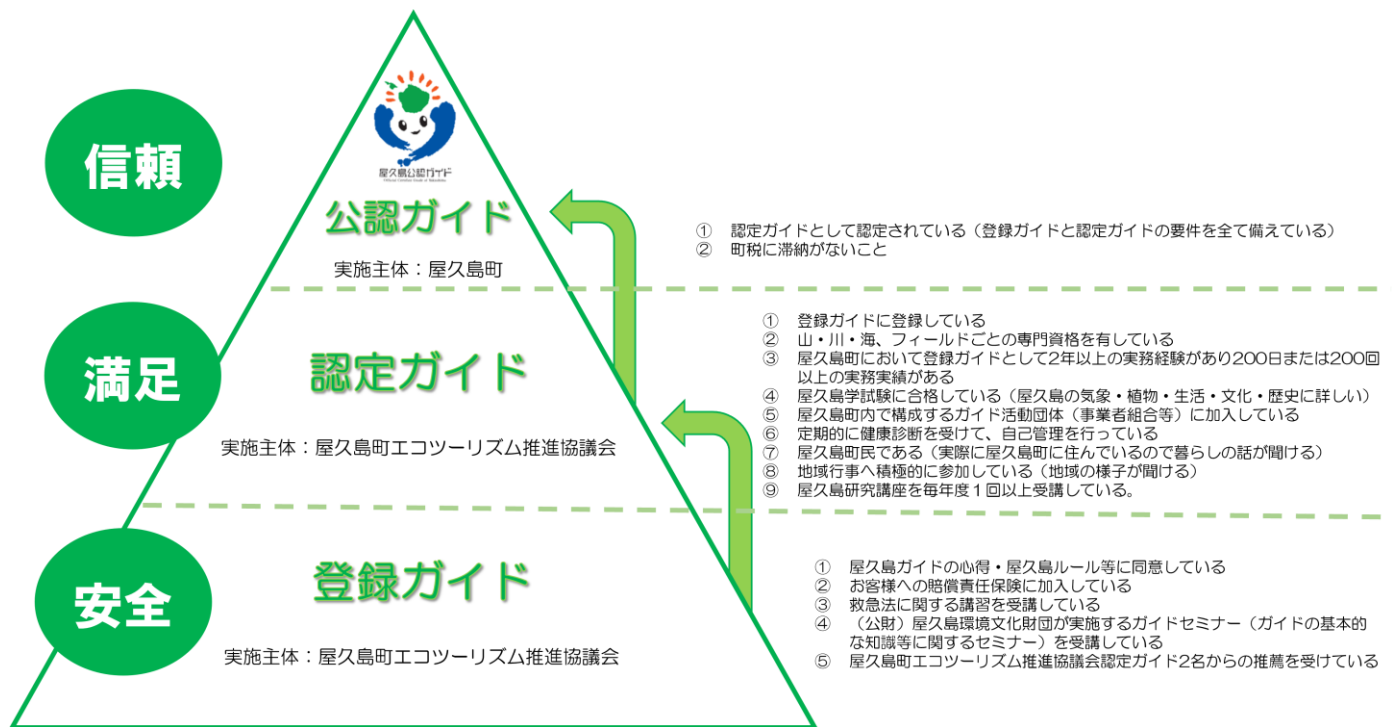
屋久島公認ガイド商標登録証

1) 屋久島ガイド登録・認定制度概要

目的：屋久島町エコツーリズム推進協議会が掲げるエコツーリズムの主旨にのっとり、屋久島における固有の自然や文化を保全し、その適正かつ持続的な利用を図るとともに、利用者や地域社会に信頼されるガイドとしての活動を通じて地域振興に貢献し、ガイドの社会的地位の確立に資することを目的としています。

経緯等：平成 18 年度（2006 年）から登録ガイド制度の運用を開始しましたが、平成 27 年度（2015 年）に制定した屋久島公認ガイド利用推進条例の施行により、現在に至っています。

屋久島ガイド登録の条件と認定ガイドの要件について：屋久島ガイド登録・認定制度には、「登録ガイド」、「認定ガイド」及び「公認ガイド」の 3 区分があります。まずは「登録ガイド」からスタートし、「認定ガイド」、「公認ガイド」と段階を上がっていきます。（「登録ガイド」及び「認定ガイド」は、屋久島町エコツーリズム推進協議会で定められている区分であり、「公認ガイド」は屋久島町条例で定められています。）



2) 屋久島学について

ガイド活動に求められる屋久島に関する専門的かつ総合的な知識（気象・文化・歴史・自然・法律等）の正確な根拠を「屋久島公認ガイド読本『屋久島学』（初版平成30年（2018年））」にまとめています。制作には、経験豊かなガイド事業者が多数関わり、その内容・事実関係などは屋久島学テキスト作成・監修専門部会が監修しました。

また、「認定ガイド」の要件として屋久島学試験の合格を規定していますが、試験問題は、この屋久島学をもとに、ガイド事業者の屋久島学の理解を図るとともに能力向上を目的に、屋久島学試験問題作成専門部会が作成しています。



出典：屋久島環境文化財団 Facebook

3) 屋久島公認ガイドの活動支援の検討

屋久島町において安全で質の高いガイドツアーを実施するため、屋久島町及び屋久島町エコツーリズム推進協議会において、「屋久島公認ガイド」の活動を支援します。なお、支援内容、実施時期は、屋久島ガイド登録・認定制度作業部会等において関係者との協議により検討します。

第7章 モニタリング及び評価

(1) モニタリングの対象と方法

モニタリングでは、継続的に自然観光資源や周囲の環境、生物多様性の確保等の観点により、その変化や兆候を発見する体制が必要です。

屋久島ではこれまで継続的に多くの研究者や団体、行政機関により、様々な研究・調査が行われてきています。また、平成 21 年（2009 年）6 月には、世界遺産地域における順応的保全管理体制を構築するにあたっての科学的助言を得るため、屋久島世界遺産地域科学委員会（以下、「科学委員会」という）が設置されました。そして、この科学委員会による助言を踏まえて、世界遺産管理に係る関係行政機関である環境省九州地方環境事務所、林野庁九州森林管理局、鹿児島県、屋久島町の 4 者が共同で、順応的保全管理のためのモニタリング計画（屋久島世界自然遺産地域モニタリング計画）を策定し、モニタリング結果を科学委員会に報告しながら、世界自然遺産地域としての価値を含めた屋久島の自然環境の保全管理を進めるための検討を継続していくこととなっています。一方で、このモニタリング計画に定める定期的な調査・モニタリングの他に、自然観光資源を利用する者が、日常的に自然観光資源の状態や利用状況を観察することで把握できることもあります。このため、本構想においては、大きく 2 種類のモニタリングを定め、実施していきます。

1) 定期モニタリング

エコツアーの利用状況に加え、観光利用によって影響を受けうる自然観光資源を含む自然環境の各要素を対象として、世界自然遺産地域モニタリング計画に基づいて実施するモニタリングをエコツーリズムの実施状況の評価に活用していきます。また、本計画に基づくモニタリング以外にも、各種機関・団体が実施している調査結果も、活用します。

① 屋久島世界自然遺産地域モニタリング計画に基づくモニタリング

調査対象	調査概要	実施年度	実施主体
生態系	「屋久島生態系モニタリング調査」として、垂直方向の植生調査やヤクスギ著名木の樹勢診断、花之江河などの高層湿原の調査	平成 8 年～継続	林野庁
	森林生態系多様性基礎調査（平成 21 年度までは森林資源モニタリング調査として実施。）	平成 11 年度～継続	林野庁
	島内の数十か所に、登山道定点モニタリング地点を設置し、経年的に生態系の変化や利用による影響等を把握	平成 21 年～継続	環境省、林野庁
利用状況及び利用による影響	白谷雲水峡、ヤクスギランドの利用者数（外国人を含む）を計測	平成 8 年～継続	レクリエーションの森保護管理協議会
	大株歩道、楠川分れ、淀川口、高塚小屋等の山岳部の主要地点に登山者カウンターを設置し、日単位の利用者数を把握	平成 12 年～継続	環境省
	奥岳地域における利用による登山道や植生への影響を把握	平成 22 年～継続	環境省

	巡視等により、山岳部の環境の変化、施設の損傷等を把握	継続	環境省、林野庁
	巡視等により、海岸部の環境の変化、施設の損傷等を把握	継続	環境省、林野庁
	屋久島への入込客数の調査	昭和 46 年 ～継続	鹿児島県
	来島目的、山岳部利用者の動向・意識調査	平成 7 年 ～継続	環境省
	世界遺産地域避難小屋トイレ周辺の水質調査	平成 20 年 ～継続	環境省
	宮之浦岳ルート登山者を対象とした携帯トイレに関する利用実態アンケート調査	平成 22 年 ～継続	環境省

② 各種団体によるモニタリング

調査対象	調査概要	実施年度	実施主体
生態系及び利用状況	西部地域のヤクシマザルを中心とした生態系を調査	昭和 52 年 ～継続	京都大学霊長類研究所等
	「モニタリングサイト 1000」において、地元ダイバーにより、島内一円、口永良部島、種子島、三島のサンゴ群落の調査を実施	平成 15 年 度～継続	環境省
	ガイド事業者による利用環境の整備（バイオトイレ、汲み取りトイレの清掃時に利用状況を報告）	平成 23 年 度～継続	屋久島山岳部保全利用協議会
	荒川登山バス、タクシー等の利用者数の把握	平成 21 年 ～継続	屋久島山岳部保全利用協議会
	山岳部における遭難・怪我等の件数等の把握	継続	屋久島警察署・屋久島遭難対策協議会
	ウミガメの上陸、産卵状況の把握	継続	環境省、屋久島町 屋久島うみがめ館、永田区等
	永田浜におけるウミガメ繁殖時期における観光利用状況の把握	継続	

2) 簡易モニタリング

ツアー実施者及び参加者に日々のエコツアー時に気づいた変化や問題点を協議会に報告することを促します。主に本全体構想に書かれている自然観光資源を中心に、各地域での異変が対象となります。小さな異変でも、日々のモニタリングで早期に把握することにより、必要に応じて迅速かつ細やかな対応を行っていきます。なお、これらの日常的な簡易モニタリングについては、将来的に統一的なモニタリング様式の作成を検討します。

(2) モニタリングにあたっての各主体の役割

モニタリングにあたっての各主体の役割を次のとおりとします。

① ツアー実施者及び参加者

エコツアー実施の際に変化や問題点を把握し、協議会に報告します。

② 関係行政機関

各種モニタリングを実施し、その評価結果とともに協議会に情報共有します。

③ 関係団体

各種モニタリングを実施し、その評価結果とともに協議会に情報共有します。

④ 専門家・有識者

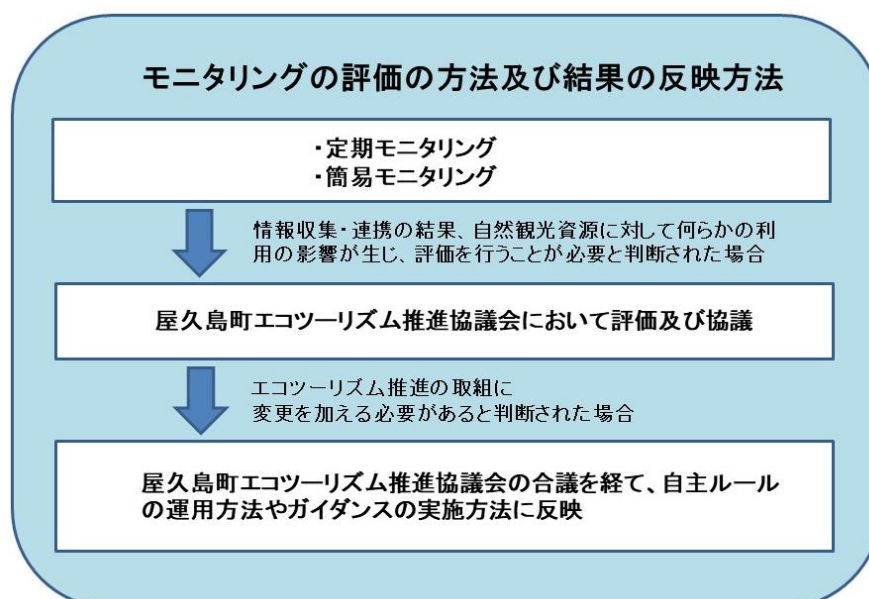
各種モニタリングの実施及び評価に際し、科学的知見に基づき、助言等の協力を行います。

⑤ 屋久島町エコツーリズム推進協議会

各種モニタリングの実施及び評価にあたり、各主体と有機的に連携していくほか、その評価結果を踏まえて、エコツーリズムの推進にあたっての今後の方向性や課題の改善方法等について協議し、必要に応じて関係機関への働きかけや調整を行います。

(3) モニタリングの評価の方法及び結果の反映の方法

屋久島町エコツーリズム推進協議会には、モニタリングの実施主体となる各行政機関や各団体の構成員が参画している他、日常的に自然観光資源を利用するガイド事業者や、自然環境について調査研究や保全活動を行う各種団体が参画しています。協議会はこれらの関係機関や団体との連携を図り、モニタリング及びその評価結果に係る情報を共有します。協議会は、各委員の間でさらなる情報共有を図るとともに、自然観光資源に対して何らかの利用上の影響が生じていると評価された場合には、該当する影響への対応について協議を行い、必要に応じてルールやガイドの運用方法やガイダンスの実施方法の改善に反映させるとともに、その他必要な措置について関係機関・団体との調整を行います。



（４）専門家や研究者などの関与の方法

上述のとおり、屋久島ではこれまで多くの専門家や研究者等により、自然環境を対象とした調査研究が行われているほか、科学委員会の場合を活用して、行政機関等が実施するモニタリングへの科学的助言等が実施されるなど、科学的知見に基づく順応的な管理体制が構築されています。

そのため、屋久島のエコツーリズムの推進においては、関係行政機関とも連携しつつ、科学委員会等の専門家の科学的助言を得る機会を最大限活用していくとともに、必要に応じて協議会としてもそれ以外の専門家や研究者との連携も図っていきます。

（５）その他

１）主な情報提供の方法

主に次の方法により、屋久島町エコツーリズムに関する情報を内外に幅広く提供します。

① 地域住民への情報提供

協議会において、ホームページによる情報提供や町報を活用して全体構想の概要の周知を図るなど、屋久島町エコツーリズムについて、まずは地域住民の方々に対して普及啓発を行います。

② 観光関連施設への情報提供

協議会においてエコツーリズムの案内リーフレットを作成・配布し、各施設関係者にもエコツーリズムについての情報提供とともに、理解や協力を得られるよう努めます。

③ 観光関係者のホームページ活用

協議会やエコツアー実施者などは、観光関係者などの関係団体のホームページ等でもエコツーリズムやエコツアーについて取り上げてもらえるよう協力を要請していきます。

④ エコツーリズムの取り組みに関するリーフレット等の作成

必要に応じて協議会などでエコツーリズムやエコツアーに関するリーフレットの作成や配布を検討します。

２）ガイド等の育成又は研鑽の方法

屋久島のエコツアーを発信するために不可欠なのは、現場で直接参加者と関わるガイドです。各団体や個人がそれぞれの方法でガイドをするだけでなく、各地のガイドが連携・協働してツアーを実施することによって、参加者の満足度やリピート志向を高め、本地域におけるガイドの育成と質の向上に努めます。

前述のとおり屋久島では、自然資源の保全及びその持続的な利用を図るとともに、ガイドの社会的地位の確立に資することを目的として「屋久島ガイド登録・認定制度」が制定されています。この制度ではガイドの質の向上を目的に、ガイド事業者で作成された屋久島学を用いた屋久島試験や登録の際に受けるガイドセミナーなどの各種のプログラムが実施されています。屋久島においては、既存の制度を適切に運用していくことでガイドの育成及び研鑽を図っていきます。

第8章 自然観光資源の保護及び育成

（１）特定自然観光資源の指定

１）特定自然観光資源の指定について

屋久島の多様な自然観光資源については、自然公園法や森林法、その他の関係法令等により、現状においても概ね保全が図られていると判断されるため、特定自然観光資源の指定は行わないこととします。

ただし、今後、過剰利用等によって資源の質に影響を与えるおそれがあり、既存の法令等で保全が図られない等、自然観光資源の保護を図る上で特定自然観光資源への指定が必要と判断される状況が生じた場合には、協議会において特定自然観光資源の指定を検討します。

※関係法令については、「第5章（４）ルール運用にあたっての実効性確保の方法：主な法律・条例に基づく規制対象行為」を参照。

■法条文より抜粋

エコツーリズム推進法 第8条第1項

全体構想について第6条第2項の認定を受けた市町村の長は、認定全体構想に従い、観光旅行者その他の者の活動により損なわれるおそれがある自然観光資源であって、保護のための措置を講ずる必要があるものを、特定自然観光資源として指定することができる。

（２）その他の自然観光資源の保護及び育成の方法

本構想で定める「屋久島・口永良部島ルール」が守られるよう、普及啓発や必要な取り組みを進めることで、自然観光資源の保護や育成に努めます。また、モニタリングを実施し、自然観光資源や生物多様性に関する状況を把握・評価します。さらに、この結果に基づき、より一層の保護や育成などの対策が必要な場合、専門家からの意見を踏まえてエコツーリズム推進協議会において対応を協議し、エコツアー実施者等の協力も得て実施に向け調整します。

(3) 自然観光資源に関係する主な法令及び計画など

分類	法令等	制度等名称	指定年月日	面積 (ha)
条約	世界遺産条約	■世界自然遺産登録	平成 5 年 12 月 11 日	10,747
	ラムサール条約	■永田浜のラムサール条約湿地登録	平成 17 年 11 月 18 日	10
法律	自然環境保全法	■屋久島原生自然環境保全地域	昭和 50 年 5 月 17 日	1,219
	自然公園法	■霧島屋久国立公園 ■屋久島国立公園	昭和 39 年 3 月 16 日 平成 24 年 3 月 16 日	特別保護地区 7,669
				特別地域 16,832
				普通地域 (陸域) 65 (海域) 7,816
	鳥獣保護管理法	■指定動物の選定 アオウミガメ アカウミガメ	平成 18 年 7 月 20 日	海中公園地区 170.9
	鳥獣保護管理法	■県指定鳥獣保護区指定	昭和 58 年 11 月 1 日	宮之浦岳 498
			昭和 58 年 11 月 1 日	小杉谷 474
			昭和 58 年 11 月 1 日	荒川 349
			昭和 59 年 11 月 1 日	花之江河 1,042
			昭和 59 年 11 月 1 日	国割岳 800
			昭和 59 年 11 月 1 日	白谷 404
			平成元年 11 月 1 日	口永良部島 3,577
			平成 3 年 11 月 1 日	宮之浦 295
	文化財保護法	■史跡名勝天然記念物：特別天然記念物指定	平成 7 年 11 月 1 日	矢筈岳 49
			大正 13 年 12 月 9 日 昭和 29 年 3 月 20 日	4,277.88
	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律	■希少野生動植物種	平成 5 年 4 月 1 日	
	特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律	■特定外来生物	平成 17 年 10 月 1 日	
	海岸法	■薩南諸島沿岸海岸保全区域	平成 30 年 3 月	
	森林法	■保安林指定区域	昭和 26 年 6 月 26 日	36,300.43
保護林制度等	国有林野管理経営規程	■森林生態系保護地域	平成 4 年 3 月	保存地区 9,600 保全利用地区 5,580

保護林制度等	国有林野管理経営規程	■希少個体群保護林 (瀬切川ヤクタネゴヨウ)	平成 26 年 3 月	61.54
		■自然休養林	昭和 48 年 昭和 49 年	白谷地区 426.52 荒川地区 270.33
条例	鹿児島県ウミガメ保護条例		昭和 63 年 3 月 28 日	
	屋久島町猿のえ付け等禁止条例		平成 19 年 10 月	
	鹿児島県希少野生動植物種の保護に関する条例		平成 15 年 3 月	
構想		■屋久島環境文化村構想	平成 4 年 11 月 27 日	
憲章		■屋久島憲章	平成 5 年 10 月	
事業	人間と生物圏計画	■屋久島生物圏保存地域	昭和 55 年	核心地域 12,359
		■屋久島・口永良部島ユネスコエコパーク	平成 28 年 3 月 19 日	緩衝地域 20,137 移行地域 45,700

法令等	・旅行業法 ・旅館業法 ・道路交通法 ・道路運送法
-----	--

(4) 関係法令

エコツーリズムの推進にあたっては、以下に挙げた主な関係法令との整合性をとりながら、実施していきます。

第9章 エコツーリズム推進に係るその他の事項

(1) エコツーリズムが自然環境の保全につながる仕組みづくり

屋久島には、国内でも屈指の質の高い自然環境があるため多くの観光客や登山客が訪れることから、地元関係機関では、これまでも屋久島の環境を保全・維持するための様々な取り組みを推進してきました。観光客や登山客に対しては、各取り組みの趣旨を正しく理解してもらった上で、快く協力してもらえるように努めます。

①世界自然遺産屋久島山岳部環境保全協力金

(主体：屋久島町・屋久島山岳部保全利用協議会)

町道荒川線は、荒川登山口から縄文杉を目指す利用者が利用する町道ですが、狭い駐車スペースに過剰な車両乗り入れが問題となっていたことから、環境負荷の軽減と混雑緩和、渋滞に伴う危険防止を目的として、平成22年(2010年)から、毎年3月1日～11月30日までの期間、マイカーでの通行を規制し、屋久杉自然館前駐車場から荒川登山口間に運行する荒川登山バスの運行を行っています。

屋久島山岳部には、大きく区分して自己処理型トイレ、バイオトイレ、くみ取り式トイレ、携帯トイレブースの4種類のトイレが設置されています。くみ取り式トイレのし尿については、かつては周辺への土壌埋設処理が行われてきましたが、登山者の増加に伴って埋設するし尿量が増大し、自然環境への悪影響が懸念されるようになったことから、利用者負担の形で、平成20年(2008年)4月より山岳トイレからし尿を搬出し、里部で処理をする取り組みが導入されました。

そこで、この取り組みを行うために必要な財源を利用者に負担いただく仕組みとして、日帰り登山者に対して1,000円、宿泊を予定している登山者に2,000円の世界自然遺産屋久島山岳部環境保全協力金納付への協力を求めています。集まった協力金は、し尿の搬出の他に、自己処理型トイレや携帯トイレブース等の維持管理、登山者の安心安全啓発や施設の軽微な補修等に活用されています。

②森林環境整備推進協力金

(主体：屋久島レクリエーションの森保護管理協議会)

屋久島の自然休養林(ヤクスギランド及び白谷雲水峡)において、森林環境整備推進協力金が導入されています。この協力金は、自然休養林内における歩道等の施設整備や林内清掃等の環境美化活動等を推進するために、屋久島町、観光関係団体等を構成員とする屋久島レクリエーションの森保護管理協議会が、自然休養林の利用者に対して1人500円の拠出をお願いしています。

③屋久島山岳部における携帯トイレの導入

屋久島山岳部では、環境保全とし尿搬出コストの軽減を目的として、平成 21 年（2009 年）から、主に宮之浦岳ルートの登山者による用足しや宿泊者による小屋での用足しについては、既存のくみ取りトイレと併用する形で携帯トイレの導入を進めています。日帰り利用者及び宿泊者の小屋以外でのトイレ利用に対しては、大きく縄文杉ルートと宮之浦岳ルートに分けて対応を行っています。

縄文杉ルートについては、既存のトイレが要所に整備されていることから、これらのトイレの適切な維持管理に努め、万が一の場合に備え、補完的に携帯トイレの利用を進めるものとし、もし既存のトイレが故障するなど、何らかの事情で使用できないときは、積極的に携帯トイレの利用を推進することとしています。

宮之浦岳ルートについては、登山口から 1.6km の位置にある淀川小屋以降トイレがなく、新規の自己処理型トイレ整備が困難な脆弱な環境であることから、要所に常設携帯トイレブースを整備し、携帯トイレの普及を積極的に推進することとしています。

④資源循環型地域社会の構築

屋久島町では世界自然遺産に登録された豊かな自然資源だけではなく、生活環境分野でも地球に優しい脱温暖化対策を推進しています。

資源循環型地域社会の取り組みとして、廃棄物の分別により、生ゴミの堆肥化とペットボトル、古紙の再資源化に取り組んでいます。

また、屋久島の電力は、そのほとんどが豊かな水資源を利用した水力発電で賄われており、交通や給湯・暖房などでの化石燃料の使用削減を行うことで、より地球環境にやさしい島になります。

⑤屋久島ジュニア検定

屋久島町教育委員会では、町内の小・中学生が、郷土の自然、風土、文化、歴史、産業等に関する知識等を幅広く身に付けることで、世界自然遺産の島で暮らしている誇りと自覚を持ち、屋久島で生きることのすばらしさを実感できるように、町内居住の小学校 5 年生から中学校 3 年生の児童・生徒に筆記試験「屋久島ジュニア検定」を実施しています。

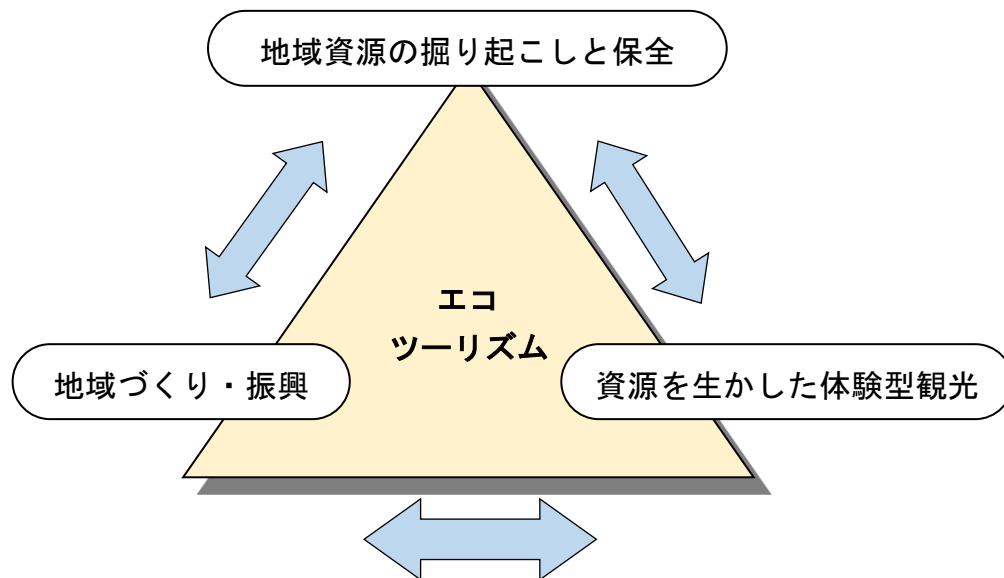
出題形式及び合格基準については、屋久島ジュニア検定問題作成実行委員会の意見を参考に教育委員会で決定し、合格者には「認定証」が交付されます。

また、一般社会人を対象とする「屋久島検定」も実施しています。

（２）エコツーリズムを活用した地域づくり

１）エコツーリズムによる地域づくりの基本的な考え方

エコツーリズムの目的は、地域ならではの自然環境や歴史文化などの資源（＝地域ならではの宝）を活用した観光をすることにより、資源の保全と地域振興（＝地域づくり・地域おこし）とを同時に実現することにあります。



（「エコツーリズムの世紀へ」1999 掲載図を引用、一部修正）

屋久島でエコツーリズムを活用した地域づくりを進めることは、利用が集中している地域からの利用分散による地域資源の保全や、地場産業と観光の連携による地域振興につながるとともに、暮らしや文化を通してより多彩な屋久島の魅力を発信することを意味します。

そうしたことから、屋久島では里地である「里めぐり」が町内8集落で実施されています。

今後一層の拡大のため、「後継者の育成」や「集落内での体制づくり」、「広報・宣伝の充実」などの課題解決が必要であると考えられています。

こうしたことを踏まえ、屋久島町がエコツーリズムを活用した地域づくりで目指すべき姿について次のように考えます。

- ① 地域住民が参加し、集落の主体性が尊重される。
- ② いまあるものの中に、地域ならではの魅力を見つけ、それらを結びつける。
- ③ 体験型環境学習の実践により、観光客と地元との触れ合いがあり、それが観光客の気づきや地元の活気につながる。
- ④ 地域の産業（農林漁業及び食・工芸品など産物）との連携により、少なからず経済効果がある。
- ⑤ 将来的な発展を見すえ、集落間などの様々な連携のための、島全体でのコーディネート機能の充実がはかれる。
- ⑥ 里の体験と自然地域でのエコツアーとが結びつくことにより、両方の魅力がさらに引き出される。

2) 具体的な取り組み

①一次産業とエコツーリズムの連携強化

◆「屋久島町世界自然遺産・食の条例」に基づく地産地消の推進

平成 19 年（2007 年）に屋久島町が制定した「世界自然遺産・食の条例」に基づき、地産地消を推進し、各登録施設で提供する屋久島料理の特徴の観光客への周知活動を図るとともに、サバ節、永田の塩やタンカンなどの屋久島特産品を P R し、世界自然遺産の島にふさわしい新鮮で魅力ある食環境の形成、農林水産物の輸送に係る二酸化炭素排出量の軽減、農林漁業などの一次産業とエコツーリズムでの「食」の部分との連携強化を図ります。

◆農林漁業と連携したプログラム推進

屋久島町一湊地区では、年間 10,000 人ほどの人がダイビング又はシーカヤックといったマリンスポーツアクティビティを利用しています。町、町議、一湊区、一湊区議、屋久島漁協、屋久島のダイビング事業者の組合、シーカヤックの組合などが集まり、利用者にサバの水揚げ港である一湊で何か水産物を提供できる仕組みづくりができないか、また、一湊を海の拠点として一般の観光客も集まってくるような拠点作りができないかなど、話し合いが始まっています。まさに、観光業と一次産業が融合できるよい前例となるように、今後この取り組みを支援していきます。

また、これまで高平や麦生のポンカン・タンカン農家で行われてきた農業体験プログラムのあり方を再検討して、冬場の里のエコツアー作りに活かします。

併せて、屋久島町と屋久島環境文化財団で実施した、国有林をフィールドとした「ヤクスギと屋久島林業を学ぶ」エコツアー等の継続の検討や、屋久島町と屋久島森林管理署で協定を結んでいる森林環境教育の場である「遊々の森」の活用などを含め、関係者の連携を図ります。

②集落における人の流れの創出

◆宿泊施設への集落散策マップの設置

媒体の一つとして、集落のイラストマップなどがあります。また、集落によっては、各種イベントやモデル事業で資源マップを作成しているところもあります。

例えば、こうした既にあるマップ類を集落内や付近の宿泊施設に設置して、観光客の集落散策などを促すとともに、里のツアーや情報提供へのニーズの把握を進めます。

③集落（地区）の主体的な取り組み促進

◆地域づくりプログラムの開発支援

里のエコツアーや地域づくりを実施してみたいという意向のある集落には、プログラムづくりの開発支援を進めていきます。

◆年中お祭りの島「屋久島」の情報発信

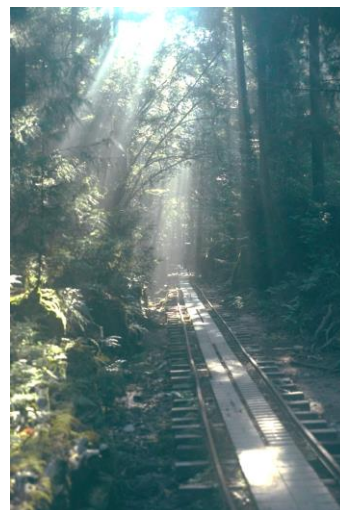
屋久島では、一年を通して個性的な祭りやイベントが行われており、集落ならではの特産物の魅力や伝統芸能に触れることができる祭りも多くあります。こうした祭りやイベントの積極的な広報によって、里の魅力を広く観光客に伝えられるようにします。

<代表的な祭りやイベント>

名称	概要
岳参り	古くから屋久島で行われてきた、山岳信仰の行事。春と秋に、各集落の代表者が奥岳に祀られる一品宝珠大権現に、海と里の恵みである塩、魚、米などを捧げ、豊漁豊作、家内安全などを祈ります。
トビウオ招き	屋久島に古くから伝わる伝統芸能。現在でも、島北西部、永田集落の人々によって引き継がれています。かつては、永田の海にトビウオがやってくる直前の旧暦4月8日に行われていました。
如竹踊り	江戸時代に安房から出た儒学者：泊如竹翁の供養のために如竹廟（如竹神社）の前で盆踊りを行います。踊り手たちは、袴に袴をつけ、刀をさし、手に扇子を持ちながら、太鼓や鉦の音に合わせて踊ります。
十五夜綱引き	人々が仲秋の名月に豊漁豊作、家内安全などを祈ります。旧暦の8月15日に屋久島の各集落で行われ、十五夜歌や綱引き歌などの他、一本勝負の綱引きなどが行われ、各集落がにぎわいます。
鬼火焚き	正月7日に家々の門松やしめ飾りなどを集め、山野から採ってきた竹やウバメガシなどの焚き物と一緒に大火を焚きます。屋久島においては、鬼火の中心の竹竿に鬼の絵を掲げて、石を投げたり弓で射たりするのが特徴的です。
六月灯	旧暦6月に伝染病や稲の害虫を防ぐため、夜通し灯を奉じる夏祭り。鹿児島地方古来の風習であり、その夜景の見事さから各地で盛んに行われるようになりました。屋久島では宮之浦久本寺や益救神社で行われています。

④島全体の魅力を引き出すコーディネート機能の構築

各種資源を活用した地域づくりを進めるため、屋久島全体の魅力を引き出す関係者のネットワークづくり（島内既存の施設や集落、農・漁協等との連携など）、町の体制づくり（庁内検討委員会の設置）、地元、観光客、旅行会社等の多様な主体を調整し里に誘導するコーディネート機能（受け入れの仕組み）づくりなどを通して、屋久島全体の総合的なエコツーリズムを活用した地域づくりに取り組んでいます。



出典（3枚共通）：屋久島環境文化財団 Facebook

（３）エコツーリズム推進の基本方針に基づく環境教育の推進

屋久島における環境学習とは、島の「環境文化」を体験することを通じて自然を知り、自然との共生の知恵を学ぶことです。そのため、島全体を環境学習のフィールドとして、ガイドンス及びプログラムのさらなる充実を図ることが重要であるとともに、固有の自然資産や島で育まれてきた自然と人とのかかわり方について、観光客だけでなく、島民みずからその価値を見直し理解を深めていくことも大切です。

エコツーリズム推進や ESD（持続可能な開発のための教育）の基本方針に基づき、次のような方法で環境学習を推進します。

①子どもたちの環境教育の充実

屋久島憲章に謳われている「自然とのかかわり方を身に着けた子どもたち」を育むことを目指し、関係機関が協力しながら体系だった環境教育を実践し、子どもたちが自然の価値を実感し、主体的に学習する機会の提供を図ります。

②環境教育拠点の機能強化

屋久島環境文化財団では、島の自然をフィールドに、自然の大切さや自然と人とのかかわり（＝「環境文化」）を学ぶ環境学習事業を、屋久島環境文化研修センターを拠点に展開しています。また、屋久杉自然館（屋久島町）、屋久島環境文化センター（鹿児島県）、屋久島世界遺産センター（環境省）が連携して、環境学習イベントや展示の充実を図り、観光客をはじめ地元住民も対象とした体系的な環境教育を推進します。

③屋久島・口永良部島ルールを普及させること

屋久島・口永良部島ルールの意味を知ることこそが、屋久島町を知ること、そしてその環境の保全につながります。地元住民やエコツーリズムに深く関わるガイド事業者、行政機関が屋久島・口永良部島ルールを深く理解し、その普及を通して、屋久島と口永良部島の価値を損なわずに次世代へとつながるように努めます。



出典：屋久島環境文化財団 Facebook

（４）屋久島のエコツーリズムに関する積極的な情報発信

エコツーリズム推進に関係する人は多岐にわたっており、広く情報を提供し、理解と協力を求める必要があります。以下のような目的を想定し、それに沿う具体的な手法をとりながら、効果的に周知・普及を図ります。

① 屋久島のエコツーリズムについての周知及び理解の促進

屋久島のエコツーリズム推進に関する取り組みについて、ウェブサイト等を通じて積極的に情報発信をしていき、観光客や事業者に対して理解を促します。

SNS、テレビ、ラジオ、新聞、雑誌等のメディアを最大限に活用し、島外への普及と啓発に努めます。

フェリー、高速船、航空機などの来島するために必須な交通機関を有効に活用し、利用にあたってのルールについて周知を図った上で、自然環境の保護に対する意識の向上を図ることができるように留意します。

また、近年では海外からの観光客も増加しているため、情報発信においては、外国人にも伝わるように外国語（英語・韓国語・中国語（繁体字・簡体字））にも対応するように努めます。

② 島民への情報発信

エコツーリズムに島民が参加してはじめて、将来にわたって地域の資源を守り、地域振興に活用していくことができます。例えば、屋久島里めぐりの取り組みをさらに推進していくなど、まちづくり、地域づくりにエコツーリズムという視点を取り入れた上で、エコツーリズムに積極的に関わることができる場を提供します。

③ ガイド事業者への情報発信

観光客に対して直接屋久島の自然についての解説を行うことのできるガイド事業者は、エコツーリズム推進のキーマンともいえます。屋久島ガイド登録・認定制度で運用するガイドセミナーやその他意見交換会の場を通して、屋久島・口永良部島ルールの遵守の徹底を図ります。

（５）安全管理に関する配慮事項

エコツアーの推進や実施に関わる関係者は、すべての参加者やツアー実施者の安全を確保するために万全の備えで、最大限の注意を払います。また、ツアー実施者は万が一の災害に備え、対応できるよう平時から準備等を進めます。

第 10 章 推進協議会の体制と全体構想の公表等

（１）推進協議会の位置づけと体制・役割について

本協議会は、平成 16 年度（2004 年）に設立した屋久島地区エコツアーリズム推進協議会を発展的に解消し、平成 21 年（2009 年）からエコツアーリズム推進法に基づく法定協議会「屋久島町エコツアーリズム推進協議会」（以下、「協議会」という。）として組織しています。

■協議会の推進体制

屋久島町エコツアーリズム推進協議会

（役割・業務）

- ・エコツアーリズム推進全体構想の作成及び変更。
- ・エコツアーリズムの推進に係る連絡調整。

全体構想策定部会

（役割・業務）

- ・エコツアーリズム推進全体構想策定のために必要な事項の検討。
- ・特定自然観光資源への立入り承認基準素案の作成等、屋久島町長が法に基づき行う事務に対する支援。

ウミガメ保護利用専門部会

（役割・業務）

- ・観察ルール の 決定。
- ・広報活動。
- ・特定自然観光資源の具体的なエリア・期間・立入人数・方法等の検討。

屋久島ガイド登録・認定制度運営部会

（役割・業務）

- ・屋久島ガイド登録・認定制度に係る必要な業務を所管。

屋久島ガイド登録・認定制度審査部会

（役割・業務）

- ・登録ガイドと認定ガイドの審査事務を実施。

屋久島ガイド登録・認定制度作業部会

（役割・業務）

- ・登録及び認定制度の見直しの検討等を実施。

屋久島学テキスト作成・監修専門部会

（役割・業務）

- ・屋久島学をまとめたテキストの作成とその内容監修を実施。

屋久島学試験問題作成専門部会

（役割・業務）

- ・屋久島学試験の問題の作成及び採点基準の決定を実施。

●協議会の構成団体

◎屋久島町エコツーリズム推進協議会委員一覧

所 属 名	職 名
屋久島町	町長
屋久島町議会	議長
屋久島町区長連絡協議会	代表
屋久島観光協会	会長
	ガイド部会長
屋久島町商工会	会長
屋久島森林組合	組合長
種子屋久農業協同組合	屋久島地区統括理事
屋久島漁業協同組合	組合長
鹿児島県観光・文化スポーツ部観光課	課長
鹿児島県環境林務部自然保護課	課長
鹿児島県熊毛支庁屋久島事務所	所長
公益財団法人屋久島環境文化財団	事務局長
林野庁九州森林管理局屋久島森林管理署	署長
林野庁九州森林管理局屋久島森林生態系保全センター	所長
環境省九州地方環境事務所屋久島自然保護官事務所	首席企画官
屋久島山岳ガイド連盟	会長
屋久島ダイビング事業者組合	代表
屋久島水域ガイド連盟	代表
○事務局	
屋久島町観光まちづくり課	

◎屋久島町エコツーリズム推進全体構想策定部会委員一覧

所 属 名		職 名
屋久島町区長連絡協議会		代表
屋久島観光協会		代表
		ガイド部会代表
		各部会代表
屋久島山岳ガイド連盟		代表
屋久島ダイビング事業者組合		代表
屋久島水域ガイド連盟		代表
屋久島町商工会		代表
屋久島森林組合		代表
種子屋久農業協同組合		代表
屋久島漁業協同組合		代表
環境省九州地方環境事務所屋久島自然保護官事務所		代表
林野庁九州 森林管理局	屋久島森林管理署	代表
	屋久島森林生態系保全センター	代表
鹿児島県	熊毛支庁屋久島事務所	代表
	観光・文化スポーツ部観光課	代表
	環境林務部自然保護課	代表
公益財団法人屋久島環境文化財団		事業課長
屋久島学ソサエティ		代表
屋久島町観光まちづくり課		課長

◎ウミガメ保護利用専門部会委員一覧

所 属 名		職 名
永田浜	永田区	代表
	永田ウミガメ連絡協議会	代表
	NPO 法人屋久島うみがめ館	代表
栗生浜	栗生区	代表
中間浜	中間区	代表
屋久島観光 協会	宿泊部会	代表
	運輸部会	代表
	ガイド部会	代表
環境省九州地方環境事務所	屋久島自然保護官事務所	代表
鹿児島県	熊毛支庁屋久島事務所	代表
	環境林務部自然保護課	代表
公益財団法人屋久島環境文化財団 事業課		代表
屋久島町観光まちづくり課		課長

◎屋久島ガイド登録・認定制度運営部会委員一覧

所 属 名	職 名
屋久島町観光まちづくり課	

◎屋久島ガイド登録・認定制度審査部会審査委員一覧

所 属 名	職 名
屋久島町区長連絡協議会	代表 ※委員長
屋久島観光協会	会長
公益財団法人屋久島環境文化財団	事務局長
林野庁九州森林管理局屋久島森林管理署	署長
林野庁九州森林管理局屋久島森林生態系保全センター	所長
環境省九州地方環境事務所屋久島自然保護官事務所	国立公園保護管理企画官
屋久島町観光まちづくり課	課長

◎屋久島ガイド登録・認定制度検討部会委員一覧

所 属 名	氏 名
ガイド代表	中馬慎一郎 ※委員長
ガイド代表	満園茂
ガイド代表	眞邊一幸
ガイド代表	松本毅
ガイド代表	真津昭夫
ガイド代表	伊熊清明
ガイド代表	渡邊太郎
ガイド代表	飛高章仁
ガイド代表	神崎真貴雄
ガイド代表	渡邊剣真

◎屋久島学テキスト作成監修専門部会委員一覧

所 属 名	職 名
屋久島観光協会	代表
公益財団法人屋久島環境文化財団	代表
屋久島学ソサエティ	代表
屋久島町観光まちづくり課	代表

◎屋久島学試験問題作成専門部会委員一覧

所 属 名	職 名
環境省九州地方環境事務所屋久島自然保護官事務所	国立公園保護管理企画官
林野庁九州森林管理局屋久島森林管理署	次長
林野庁九州森林管理局屋久島森林生態系保全センター	所長
鹿児島県熊毛支庁屋久島事務所総務企画課	主幹
公益財団法人屋久島環境文化財団	代表
屋久島学ソサエティ	代表
屋久島町観光まちづくり課	代表
屋久島町教育委員会教育振興課（アドバイザー）	社会教育主事

（２）全体構想の公表と見直し

全体構想の作成、変更・廃止を行ったときは、町報やホームページなどにより、広く一般に公開します。

また、協議会では、全体構想の実施状況について毎年度点検を実施し、概ね５年ごとに見直しを行います。ただし、点検の結果、早急に見直すことが必要と判断された場合には、適宜見直しを行うこととします。

